

令和 8 年 第 4 回 定 例 会 議 録

招 集 年 月 日	令和 8 年 6 月 10 日（水曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	6 月 10 日 10 時 00 分 渡久地政雄議長宣言			
散 会	6 月 10 日 15 時 20 分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	渡久地 政 雄 議員	7	島 袋 勉 議員
	2	知 念 邦 夫 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	宮 城 弘 和 議員	9	亀 里 敏 郎 議員
	5	虻 江 修 議員	11	内 間 広 樹 議員
	6	並 里 晴 男 議員		
欠 席 議 員				
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議会事務局長 山 城 直 也 君 主 事 島 袋 海 矢 君			
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明 のため出席した者の 職氏名	村 長	名 城 政 英 君	副 村 長	内 間 常 喜 君
	教 育 長	比 嘉 悟 君	総 務 課 長	島 袋 英 樹 君
	福 祉 課 長	金 城 幸 人 君	住 民 課 長	平 敷 兼 清 君
	会 計 管 理 者	玉 城 睦 美 君	企 画 課 長	古 堅 裕 喜 君
	農 林 水 産 課 長	浦 崎 悟 君	建 設 課 長	西 江 忍 君
	建 設 課 参 事	知 念 利 次 君	教 育 行 政 課 長	新 保 礼 人 君
	商 工 観 光 課 長	島 袋 裕 次 君	医 療 保 健 課 長	万 寿 祥 久 君
	公 営 企 業 課 長	玉 城 正 朝 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	知 念 浩 司 君
	総 務 課 長 補 佐	友 寄 雄 太 君		
議 事 日 程 及 び 会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和8年第4回伊江村議会定例会議事日程（第1号）

令和8年6月10日（水）午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名（5番 虻江 修議員・6番 並里晴男議員）
第2		会期の決定
第3		議長の諸般の報告
第4		村長の行政報告
第5		一般質問（5人）
第6	報告第6号	令和7年度伊江村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第7	報告第7号	令和7年度伊江村水道事業会計予算繰越計算書の報告について
第8	報告第8号	令和8年度伊江村人材育成会の業務報告について
第9	承認第2号	専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて
第10	承認第3号	専決処分した伊江村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについて

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、令和8年第4回伊江村議会定例会を開会いたします。

(開会時刻10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって5番 虻江 修議員、6番 並里晴男議員を指名します。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第2 会期の決定についてを議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から11日までの2日間にしたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、本日から2日間に決定しました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第3 議長の諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告が、お手元に配りました写しのとおり提出されております。

次に、私の主な出張等について報告します。

4月16日、北部地域の道路網の整備促進並びに離島架橋の早期実現に向けた決起大会が名護市民会館で開催され、全議員で出席しました。

4月17日、沖縄県消防指令センター落成式がうるま市で開催され、出席しました。

4月27日、那覇市自治会館で開催された沖縄県町村議会議長会理事会と、28日、令和8年度沖縄振興拡大会議に出席しました。

5月8日、北部市町村議長会第1回理事会・定例総会が名護市にて開催され、出席しました。

5月22日、東京都豊島区へ表敬訪問、24日東京都板橋区で開催された関東伊江島城会第30回定期総会へ出席しました。

同じく5月24日、名護市で開催されたイージマ郷友会定例総会・高校新入学生歓迎会及び40周年式典へ、副議長が出席しました。

5月25日から28日にかけて、全国町村議会議長・副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、副議長と出席しました。

6月5日、名護市で開催された、沖縄やんばるDMO事業説明会へ出席しました。

これで、諸般の報告を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第4 村長の行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

おはようございます。令和8年第4回伊江村議会定例会を招集しましたところ、御出席を賜り感謝を申し上げます。

それでは行政報告を申し上げます。

1点目に、「令和7年・8年期」さとうきび製糖実績について。今期の製糖期間は令和7年12月1日から、令和8年5月3日までの154日間となり、前期と比較して、生産量、反収ともに増加しており、収穫面積につきましては、前年度並みの数値となっております。生産量は7,371トン710キログラム（対前年度比110.1%）の増となっています。反収は8トン286キログラム（対前年度比110.1%）の増となっています。収穫面積が88.97ヘクタール（対前年度比99.9%）となっております。これも生産者皆様の日頃の肥培管理と、御努力の賜物と敬意を表するものであります。なお、詳細につきましては、お手元に配付してあります資料を、後ほど御覧いただきたいと思います。

2点目に、ゆり祭り期間中のフェリー運送実績について。4月25日に開幕しました「第29回伊江島ゆり祭り」期間中のフェリー輸送実績は、5月6日まで78航海で、延べ3万1,953人、対前年度比1,694人の減でございます。車両では3,769台で285台の増となりました。1航海あたりに換算しますと410人の乗船客がございました。今年のゆり祭り期間中は天候に左右され、来場客が減少する結果となりましたが、多くの皆様の御理解と御協力によりまして、盛会に開催できたと考えております。開催に御尽力いただきました団体並びに関係者の皆さまに、お礼と感謝を申し上げます。なお、フェリーの輸送実績等については、配付した資料のとおりでございますので、この資料も後ほど御覧いただければと思います。

3点目に、イージマ郷友会総会及び40周年記念式典への出席と船賃割引カード及び優待券の交付について。イージマ郷友会の令和8年度定例総会及び高校生激励会が5月24日、日曜日に名護市港区公民館で開催され、村内から内間広樹副議長や各区長の皆さんと出席いたしました。会場において、新規8人の会員へ船賃割引カードの交付と、1人当たり5枚、21人の会員へフェリー優待券を交付しております。また、併せて「イージマ郷友会40周年記念式典」も開催され、本会の設立当初から組織活動に尽力された4人の方へ、感謝状の贈呈が行われております。イージマ郷友会の今後、益々の発展と会員皆様の御健勝を心から祈念申し上げます。

4点目に、関東伊江島城会総会の開催について。5月24日、日曜日、東京都板橋区立グリーンホールにおきまして「関東伊江島城会定期総会」が開催され、副村長と商工観光課長を出席させました。総会には大城勝章会長はじめ、会員及び賛助会員を含む約70人が集い、旧交を温めるとともに、親交を深めてまいりました。村内からは渡久地政雄議長と伊江島観光バスの山城克己社長も出席し、多くの会員の皆様との交流が深められたと報告を受けております。

5点目に、お手元にも資料を配付してございますが、イエラムサンタマリア蒸留所限定品3の「ウイスキー&スピリッツコンペティション2026」「最高賞」受賞について。5月22日に東京都都内で開催されました蒸留酒の品評会「東京ウイスキー&スピリッツコンペティション2026」におきまして、伊江島物産センターのイエラムサンタマリア蒸留所限定品3が、国産ラムの最高位に贈られる「最高金賞」と「ジャパングランプリ」のダブルでの受賞を果たしております。物産センターにおかれては、今回の受賞を機に「蒸留施設の効率運用」と、高品質で安定生産可能な商品づくりを期待をいたしたいと思います。

6点目、台風6号の襲来と被害状況について。5月27日に発生した台風6号は、大型で強い勢力を維持し沖縄地方を直撃し、定期フェリーが欠航するなど村民生活に大きな影響がありました。被害状況をかいつまんで御報告いたしますと、農水産業では、県の被害額第1報の発表では、沖縄県内でさとうきびが5,782万円余と最も大きく、本村では27万円の被害額となりました。その他「花卉」で約10万円の被害がありました。葉タバコにつきましては、村たばこ振興会によりますと、JTと県たばこ耕作組合が、4日に1回目の災害

調査を行ったところ、収穫面積のほぼ全体に被害が及んでおり、落葉がなくても塩害により葉が激しく裂傷し、今後の再調査で多額の被害額が出ると予想されるとの事であります。被害に遭われました葉たばこ農家の皆さまをはじめ、村民の皆さまに心からお見舞いを申し上げる次第であります。なお、今後の調査の進捗状況について、注視していきたいと考えております。行政といたしましても、今回の葉たばこの大規模な被害につきましては、重く受け止めており、今後の農家経営への影響が最小限にとどまるよう、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

7点目に、建設事業の執行状況報告について。令和8年3月9日の定例会以降の建設事業の執行状況は、配付した資料のとおり、工事3件、業務4件、備品1件、計8件を執行しておりますので御報告をいたします。

最後に8点目、児童生徒の活躍状況について。児童生徒のスポーツ、文化面での活躍状況につきましては、お手元に配付してあります資料のとおりであります。後ほど、御覧いただきまして、子どもたちを激励いただければと思います。以上で行政報告とさせていただきます。

以上で行政報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

以上で、村長の行政報告を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第5 一般質問を行います。

通告順次、発言を許します。

8番 島袋義範議員の登壇を許します。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

おはようございます。一般質問に先立ちまして、去る台風6号により被害を受けられた村民の皆様、特に葉たばこ農家の皆様にお見舞いを申し上げます。

それでは一般質問に入ります。通告に従って、「畜産振興対策は原点に戻って…」と題して、一般質問を行います。

全国の過疎地域、特に離島で人口が減少した地域の農業を見渡した場合、耕種部門は衰退の一途をたどっておりますけれども、畜産部門は生き残れているような気がしております。本村においても、その例にたがわず年々、耕種部門の生産額は減少し行政当局が新しい耕種を模索しても定着せず、放置畑は増える一方でございます。そこで畜産振興のあり方を見直し、かつての“牛どころ伊江島”を復活させる必要があります。行政改革の名のもとに、以前あった畜産振興の助成制度が軒並み打ち切られることとなりました。これまであった助成事業を復活させ、和牛の増頭対策に取り組むべきだと考えます。そこで次の点について、村長の考えをお伺いします。

- (1) 子牛生産奨励金制度の復活について。
- (2) 優良牛保留事業の自家保留に対して助成することについて。
- (3) セリ市を維持するための今後の増頭対策をどのように考えるか。
- (4) 農業共済組合による駐在獣医制度の復活を要請したらどうか。

以上、4点をお伺いしたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

それでは島袋義範議員の「畜産振興対策は原点に戻って…」に、お答えをさせていただきます。

本村における子牛セリ価格は、令和3年4月をピークに下落しておりましたが、昨年度からは徐々に回復基調となり、直近の4月セリにおきましては、平均価格が約84万円台となっております。しかしながらセリ価格の上昇は、農家の高齢化や飼料価格の高騰等により廃業する繁殖農家が相次いだ結果、市場に出回る子牛が減少していることが主な要因であるとされており、畜産農家の経営は依然として厳しい状況であると承知しております。

1つ目の「子牛生産奨励金制度の復活について」について答えをさせていただきます。

本事業は、村単独事業として牛、馬の増殖を目的に昭和47年8月に開始し、子牛、子馬の誕生に対し1頭あたり1万円以内で交付され、第3次伊江村行政改革大綱に基づき、平成19年度をもって補助金が廃止されております。本事業の復活につきましては、財源確保をはじめ事業の効果やニーズについて調査検討してまいります。

2つ目の「優良牛保留事業の自家保留に対して助成することについて」について、お答えさせていただきます。

セリでの子牛出荷頭数が減少する中、自家保留を行う農家に対する支援は、和牛の改良と資質向上、さらには高額な母牛を導入する経費を抑制し、飼養頭数の維持増頭に有効な手段であると認識しております。一方で、今年度より一括交付金を活用した事業により自家保留を行う農家に対し、伊江村畜産総合施設への預託を条件に、預託料の8割の補助を行う事業を開始しております。自家保留の取組に対して直接補助を実施することは、国県の補助金の活用が困難であることから、財源確保の面や既存の一括交付金事業との整合性を考慮しながら、今後検討してまいります。

3つ目の「セリ市を維持する為の今後の増頭対策をどう考えるか」について、お答えさせていただきます。

家畜飼養頭数の減少により、本村家畜セリの開催回数については、年9回から年8回の開催へ日程が変更されました。セリ回数の減少は売上で得られる収入の機会の損失となるほか、今帰仁セリ市場への上場は余計に輸送費や人件費等の経費が負担となります。村家畜セリ市場を維持するための増頭対策は重要な取組であると考えており、現在実施している優良繁殖雌牛預託増頭支援事業（一括交付金）の継続や、本定例会で上程している国の物価高騰重点支援交付金を活用した飼料価格高騰に対する補助金を実施をして、畜産経営の安定化に取り組みます。今後とも村家畜セリ市場が継続できるようセリ開設者であるJAおきなわをはじめ、関係団体としっかり連携し取組んでまいりたいと考えております。

4つ目の「農業共済組合による駐在獣医師制度の復活を要請せよ」について、お答えいたします。

本村では、平成元年度に農業共済組合による駐在獣医師の配置がスタートいたしました。平成3年に2人体制に増員され、開業医2人を加えた4人による家畜診療体制が令和5年度まで実施されました。その後、農業共済組合の獣医師不足により令和6年度に駐在獣医師1人の減、令和7年度には駐在獣医師が不在となる事態となりました。これらの過程において、村や和牛改良組合、畜産青年部（島牛会）からは、大きな不安や懸念が示され、農業共済組合に対して継続的な駐在獣医師の確保を強く要望してまいりました。また、令和7年2月には村とJAおきなわ、伊江村和牛改良組合の連名により沖縄県農業共済組合長理事に対してNOSA I 駐在獣医師確保に関する要請書を手交いたしました。畜産経営の安定及び畜産振興を図る上で、家畜診療体制の確保は必要不可欠であることから、今後ともあらゆる機会を利用して要請してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

それでは村長に資料を差し上げておりますので、御覧いただきたいと思っております。牛のセリが始まったのは、私が役場に昭和43年で入りましたので、その入った2か年後にセリが始まりました。当時はセリ市場もなく、現社協、当時は製糖工場でしたけれども、その広場でセリが初めて行われました。そのときは、車の荷台の上に、当時の産業課長でした、私もお世話になりましたけれども、知念金一さんが、白と赤の旗を持って立っていてセリが行われました。初めてでしたけれども、村外からは、当時は何といっているかわかりませんが、那覇ミート、それから農連と言っていましたJAでしょう。村内から3人の家畜商を持っておられる方、5人が参加して、伊江村での初めてのセリが行われました。炎天下でしたけれども、40何頭いたか、初めてセリに出されました。それから始まっております。もう長いものです。その当時は、そして当時の知念彦吉村長の旗振りによって、本村は離島であると。耕種部門もそうだけれども、これからは畜産も力をいれないといかんということが、村長自ら先頭に立って、畜産に力を入れられて、当時の畜産の担当、私が最初に役場に入ったときは、そのあとに儀保義信君が畜産担当でしたけれども、そして私は辞めて、今の農林水産と一緒に当時は経済課といっていましたけれども、そこに私が入ったときは、今商工観光課長の島袋裕次君が初めて、新採用で畜産担当として入りました。その当時は、獣医と一緒に各畜舎を回って子牛登記もしていました。金も扱うし、いろんな仕事をしていました。毎日長靴でツーブツタして、畜舎を回っていましたので、裕次君は農業系の学校でもなくて、かわいそうだったのを記憶にしております。その当時、ほとんどが経済課、当時は産業課でしたけれども、当時の産業課は、北部農林の卒業生が主でした。その中に私も、北農ではございませんけれども、産業課に入って、私は観光担当でしたけれども、そういうときにセリが始まって、役場の職員もみんな動員されて、車の設置、椅子を運んだりとか、そういう仕事をさせられたことをいまさらながら、記憶に残っております。そういうことで今いろんな補助制度が始まりました。

最初に1点目に言いました「子牛生産奨励補助金」これは1万円以内ということでしたけれども、私の記憶では1万円以内、規則なのか、5,000円を支給していたと思います。これは現金ではありません。農協で飼料を取ってください。5,000円分の飼料を取ってくださいということで、現物支給みたいな形での補助の仕方。現金を渡すと自分の御飯代に変わるかもしれないということがあって、現物支給でやったのが始めてあります。そうこうして、10年後には、最初はここの資料にもありますけれども、500頭余りの、昭和57年560頭だったのが、十二、三年後の1970年には、1,000頭を、初めて伊江島で1,000頭を牛が超えたということでございます。そういうのが資料で、あとの写真は御覧いただきたいと思いますが、金一さんが車の上に立って白旗、赤旗を立ててやっていました。その後、48年復帰1年後には、今の福祉センターの跡に、屋根付きのセリ市場が初めて本村で建設されました。当時1,000万円というのが資料に残っていますけれども、そういう状態で伊江村の牛の生産、畜産農家というのが始まりました。

それでは1点目に入ります。村長もおっしゃっていますけれども、子牛のセリ価格の低迷が、コロナ禍から長期に続きました。それと同時に飼料をはじめとする、生産物資の高騰が続いて、いまだに続いております。最近になってようやくセリ価格が持ち直したと言われてはいますが、まだまだこれまで累積した負債を安定させるには、ほど遠い感じがいたしております。本村農業の大きな柱としての畜産業を始めた頃を思い出していただきたいと思って今、写真を差し上げているわけでございます。畜産農家の皆さんも支え、激励する意味からも以前に実施していた「子牛生産奨励金制度」を復活させていただきたいと考えます。これは一括交付金でできるかどうか分かりませんが、無理だと思いますけれども、単費になると思います。今2,000頭産まれるとしても、1万円としても2,000万円の金が必要になることは重々承知しております。でもこれをしてでも、増頭対策を真剣に考えていかんといけないと私は考えるので「どうですか」ということでございます。今、そういう制度を復活させることで、これだけで増頭対策はできるとは、私は思ってい

ませんけれども、そういうことで、その１点目について、村長どうですか、再度お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

配付いただきましたセリが開始された当時の資料を見ながら、今畜産が、伊江島にこのような形であるのは、当時関わっていただいた皆様、そして畜産に目をつけてセリをスタートさせた皆様の取組があつて、今があるということを再認識しております。１点目の「子牛生産奨励金制度の復活」につきまして、今議員のほうからもありましたが、２,０００頭産まれて１万円、奨励金を出すと２,０００万円、１,５００頭程度、子牛が産まれると１,５００万円で、単独事業の実施になると考えております。その場合、単独予算を１,５００万円を使うと、例えば一括交付金のような８割補助の事業で実施すると１,５００万円の予算があれば７,５００万円ぐらいの補助事業が実施できる。そして２,０００万円あれば１億円程度の事業が実施できるということで、やはり財政規律や財源の使い方を考えたときに、単独事業で全てを事業を実施するという点については、慎重にしなければいけないと考えております。

２点目の自家保留の質問にも関連すると思いますが、全国的に家畜飼養頭数が減ってきていると。その要因は高齢化がありますし、これだけ直近まで、セリ価格が低下してきていて、飼料価格が高騰していると。厳しい経営状況の中、飼養頭数が減っているというのは強く認識しておりますので、今１点目の質問の「生産奨励金」を村単独予算で補助をしたほうが、その飼養頭数減少に対して最も効果があるのかについては、戸別に農家と意見交換することもよくありますが、様々な意見がありますので、最もこの事業のほうが効果があるのであれば、この事業を取り組むことを検討してもいいと思いますが、今は私の感触としては、この補助金を実施したほうがいいという意見については、様々な意見があると捉えておりますので、意見交換を畜産団体の方々と交わしながら検討していきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

８番 島袋義範議員。

○ ８番 島 袋 義 範 議員

私が申し上げているのは、以前はこういうふうにしたということであつて、畜産農家、今農林水産課長が答弁しているように、畜産農家はいろんな膝を交えて、相談していただいて、どういう方法をしたほうが、本村の将来の畜産の生き残りになるのかどうか。その辺を真剣に討論していただいて、聞いていただいて、また内部でも検討していただきたいと。私は、１つの増頭対策としての今、１つの話をしているわけだから、別にこれにこだわることはないんです。どういう方法で伊江村の畜産を増頭していくのかということ、これからみんなで考えていかんといけないということで、今回一般質問しているわけですので、村長これは本来ならば、生産奨励金の補助をやるのか、やらないのか、イエスかノーかということと言いたかったけれども、今課長が話しているとおり、ほかに方法で増頭対策ができるのであれば、その方法も検討、「検討」と言う「やらん」と言われているけれども、実施に向けた話合いをしていただきたいというのが本音でございます。

次に、２番目に行きます。保留牛の話なんですけれども、今は昔は保留すれば、すぐ保留しても自分の家で使用していたわけだから、補助金がもらえる。またこういう牛を育てるための飼料代にできるということがあつたんですけれども、今はどっちかというと、先ほどあつたように、昔はみんな単費で補助していたからそうになっているんだと思うんだけど、いまはもうこれもいいことだと思うんだけど、いろんな国の制度を使って補助をしていくということも、これも考えないといかん。考えるべきだと思うんだけど、そうすると補助で申請したときに、これが果たして国が認めるのかどうかという問題が一番目にあるわけで

す。だから今のところは預託をするものについて、この牛の本人に補助じゃなくて、預託料に対する補助ですというのが、今の補助ですよ。個人に補助するわけではないですよ。預託料の何割を補助しますというのが、国と相談できて補助制度というふうになっているのは重々理解しています。けれども、中には「牛チカナティ、ドゥヌヤウテ、自分の家でちゃんと世話を見ながらやるのが、本来の畜産ではないかと。畜産振興ではないかと。」人に預けてやって金儲けだけかと、だから今「金儲けだけか」と言ってしまったけれども、以前は、ウシチカナイバカがたくさんいらっしゃって、言葉は悪いけれども、全国の和牛共進会、このあたりまた出るんだけれども、一般質問されるんだけれども、そういう方々が一生懸命なさって全共にも出ていたんです。また北部の畜産共進会、県の畜産共進会にも伊江村が独占して、優良牛を出していた時代があったわけです。懐かしいです。私らもみんな応援に行きました、わいわいして。村民みんな応援に行きました。ほかの市町村では見られませんよ、そういう体制というのは。村当局だけではなくて、畜産農家もみんな揃って応援に行くと、向こうで激励すると。「ワンヌンマタ、イイ牛育てネバヤー」という意欲を出させるようなことにしないと、増頭対策なんてできないです。今2点目の言っている和牛についても、「自分でヤーウティ、チカナテ」と言う方もいらっしゃるので、またこれ単費になるかもしれませんが、何人の方がそうっておられるのかは分かりませんが、そういう方法もありますということを、村民に対して預託するのもいいです。預託するのは預託料の幾らか補助、補助事業がありますと。自分で養う方については単費で少しは補助しようという方法も、2通りの方法を考えていいんじゃないかと。今言われているのは畜産総合施設、あれは「イリヨウディ、ヤンナー」という話が出ているわけで、そうではないんです。預託は預託、多頭飼育する人が自分の家でできないから、向こうに預託して預けて、もし上等になったらセリに出すという施設です。だから村民にそういうことを言わせないようにするような施策をとらないと。こういう施設をつくっても100%褒められません。「アリン上等ヤシガ、こういう方法も上等だな」ということを現におっしゃっているわけだから。その辺を検討していただきたいと思います。村長、ひとつまたその件についてもよろしくお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

ただいま議員のほうからも、補助事業で実施するのは難しいというのは、十分認識しているということでありました。我々も実は今年度事業、保留したときに預託を条件に預託料の8割を補助するという事業で、今実施を進めておりますが、純粋に保留だけに対して補助金が実施できないかということで、沖縄県のほうとも協議を重ねてまいりましたが、保留するという行為に対して補助金を出すと。先ほどの生産奨励金もありましたけれども、このお金が何に使われるのか分からない、生活費なのか、餌を買ったのかというのが現金給付すると経費と紐づけしないと、国補の行先が分からないということで補助事業の活用を断念した経緯があります。先ほどの答弁とも関連しますが、保留事業については、先ほどの生産奨励金の事業と比較したときに、やはり保留に直接補助をしていただきたいという声は強いと。私は肌感覚では感じております。ただし先ほど答弁しましたが、これも以前、単独事業でやっていたときには、平成22年から平成25年の4年間は5万円、農家に対して5万円を1人1頭まで、平成29年から令和2年まで実施したときには8万円を補助しております。そのときの、最終的な平成25年と令和2年の単独予算の支出状況を見ると500万円とか480万円の単独事業が実施されているので、感覚的にはそのぐらいの予算が必要なのかなというのも認識をしているところです。一方で、先ほどもありましたけれども、畜産総合施設の令和7年度の例えば母牛の預託実績を見てみると、母牛の預託の4割は一括交付金と関連した預託になっておりまして、純粋に保留した保留牛の行為に対して補助金をまた新たにつくってしまうと、今の一括交付事業の預託事業と大きく競合して影響

するというのも、今非常に悩んでいるところであります。ただしこの保留に対する要望が強いというのは、非常に認識しておりますので、今できる、できないという明確な回答は非常に困難ですが、要望が強くあるということを認識しながら、いろいろ意見交換を行いながら、ほかに手段がないのか。ほかの支援の方法はないのかなどについて、今後検討してまいりたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

今、現金給付の話が出ましたけれども、私は平成22年から平成25年までは、1頭当たり5万円だったと。平成29年から令和2年までは8万円だったと。このときは現金だったんです。私は現金給付する必要はないと思います。現物給付でいいと思います。どうせ農家の皆さんが農協に行ってその分買うんですから、買ってくださいと。だから先ほど心配していたのは、自分の生活費に回らないかという心配は、私はそういうのは、昔も5,000円は現金給付ではないんです、現物給付だったんです。農協へ行って飼料を取ってくださいということだったんです。だから私は、現金給付の心配は絶対しないでもいいやり方のできる。現物給付でできる。だから、今は500万円とかの話がありました。500万円ぐらいは単費で出しても、今の畜産の危機を救うには、私は2,000万円ぐらいでも出していいと思います。これは検討していただきたいと思います。

それでは3点目に行きますけれども、増頭対策ですけれども、全国的に沖縄県でもそうですけれども、牛の飼養頭数は年々減少しているのが統計で出ております。そのことは、本村もその傾向なんです。本村で強くなっていると。それで年間のセリ市場への上場頭数も産業まつり資料から見ても、毎年100頭前後少なくなっています。特にセリ価が上がると御祝儀相場と言われた正月セリでも、以前は400頭近く出したんです。セリ市場で購買者は、「4時便に間に合うか」ということで心配するぐらいの頭数が出て沸き上がったんです。でも去る、正月のセリ、それでも200頭です。相当上場頭数が減ったんです。購買者の皆さんが、伊江村のセリに魅力を失っておられる現状があるわけです。多ければ多いほど、購買者はうれしくするんです。将来は、伊江村でセリ市そのものが成立しないのではないかとこの心配があるわけです。そして今帰仁村に統合されるのではないかと。先ほども答弁の中にもありましたけれども、運搬費とかもかかるようにならないかということの心配をして、私は今回質問をしているわけです。セリ回数も私の記憶のある、私が現場にいた頃は年間11回、臨時セリもあって11回から12回したこともあります。今は9回に減らされていたけれども、また去年から1回減らされて8回になっています。1回のセリ上場も150頭前後、前は200頭は毎年、毎回のセリで出ていました。それぐらい減っているわけです。その現状を、それと今セリ市場を預託、受けている受託して何々さんか分からないけれども、向こうもペイするセリ市場を管理して、誰でも儲けられるのであればします。上場頭数が少なくなれば、また頭数で手数料を取るはずだから、向こうもやりたくないという現状が出てくると私は思うんです。そういう現状を心配しているわけですが、私が今日言ったことだけではなくて、いろんなことをみんなで、チブル、ヌチャーシし、考えていかないと、伊江村の畜産は心配ですと。それと私がこの一般質問をする前に、ある農家、伊江島では牛バカと言われる方と話をしたんですけれども、この向こう5か年にどれぐらいの方が牛を廃業するかといった場合に、これは後継者もない、それと「スーハタミテ、ナランサー」という方もいらっしゃいます。そういう方々が、その先輩と話をしたときに、向こう5か年だったら10戸から12件は辞めるのではないかとこの話をされているんです。次に、先々月に私の友だちだけでも、阿良の金城ヒデオが牛をあげました。彼は今のセリ市場をつくるときに、農協の畜産担当で相当な協力をしていただきました。彼も牛バカです。現場を歩いてツブッタセイイチー生懸命やっていました。今の200頭規模にできたのも、当時村当局は小さくていいと考え方だったんです。でも「200頭以上じゃないと、ナランドウ」と、あれは頑張って200頭にしたんです。そういうこともあって、

相当貢献して牛バカだったけれども、もう寄る年にはかなわないと。後継者もないから辞めるということで辞めたんですけれども、そういう方々がこの5か年では、私が知っている範囲では、この先輩との話では10件から12件ぐらいいはもう辞めるという話だったんです。それほど深刻なんです。伊江村の畜産農家は、一番にセリ市場が成り立つかと、そういうことです。農林水産課長でも村長でも、今の件について。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

家畜セリ市場、県内8市場を運営しているのは、県から許可を得てJAおきなわが実施しているわけですが、御承知のとおりセリ上場頭数の減少に伴い、セリ回数が今1回減っている状況となっております。購買者と意見交換をすると1回当たり上場頭数250頭ほしいというところもありますし、最低200頭ほしいというところも直接伺っております。ただ最低限、1回のセリを成り立たせるためには、計算上150頭以上いないと、こう平均したときに1回当たり150頭以上いないと、セリを減らさざるを得ないということで、この基準となる上場頭数は、1回当たり150頭だと今認識をしていて、これを何としても下回らないように、家畜の飼養頭数を維持していかなければいけないと考えております。セリの開催数は、それぞれの市場によって異なりますが、少ない開催でいうと久米島が年6回ということで、そういう事例もありますが、セリの開催回数が減るということは、イコールその月の収入、運転資金の見込みがなくなってしまうので、非常に厳しい状況になると思います。今帰仁セリの直近のセリの開始時間が早まったということで、何人か今帰仁セリ市に、今でも持っていく農家がありますが、今帰仁村が上場するには、前日入りをして、牛も持って行って、本人も宿泊をして朝の受付に間に合わせる必要があると聞いておりますので、今帰仁セリに統合されるということは、伊江村の100件余りの農家がそういうことはできないと考えておりますので、そういう事態は必ず避けなければいけないと考えておりますので、セリ回数が維持できるように取り組んでいきたいと考えております。先ほどから、1点目から3点目の質問に共通することは、セリの頭数をこれ以上減少しないように維持していかなければならないということと、やはり畜産経営を取り巻く全体的な状況が、苦しい状況に置かれている立場を、行政としてもしっかりと認識をして、畜産農家に寄り添ってほしいという思いから、このような質問になっていると思いますので、村としてもこの状況はしっかり把握しておりますので、意見を交換しながら、先ほどありました私も現金での支給、補助金ということが頭にありましたが、これを現物的な農薬とか肥料とかの事業も実施しておりますが、そういう形にかえる方法も1つの案なのかと今、思ったところです。いずれにしても、畜産の関係者、団体と意見を交換しながらセリの開催、回数の維持ができるように努めてまいりたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

ぜひお願いします。4点目に入ります。答弁でも令和7年2月に、和牛改良組合と連名によって要請したと書かれていますけれども、もう1年も過ぎているわけですが、そこからの答弁といいますか、要請に対するあれはどうなっているのかお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

答弁書に記載した要請については、正式に要請書という形で伊江村とJA伊江支店、そして本店、和牛改良組合のほうで、直接手渡しをしてまいりました。その時に当時の工藤共済組合の理事長からは、伊江村に

配置しないという方針であるわけではなくて、共済組合の農業共済獣医自体が減少していて、置きたい気持ちはあるんだが、置けない状況であると。置ける状況になったら直ちに伊江村に配置をしていきたいという回答でありました。ですから決して、共済組合の方針が変わったというわけではなくて、人員が確保できないということに伴って、苦渋の決断として置いていない状況だと認識しております。この件については正式にこの団体で要請書を手交したのは、令和7年2月ですけれども、昨年も県北部農林水産振興センターとの北部行政懇談会というもので、こういう問題が離島、伊江村の駐在獣医に対してあるので、獣医が配置できるように県も関わってほしいと要請をしております。8月には、2年に一度開催される農林水産部局、部長を筆頭に北部の12市町村、首長との行政懇談会が予定されているので、そこでもこの問題を要請、出していきたいと考えております。農業共済組合とは、いろいろな様々な会議で委員になっているものが多くて、この話は常に行っておりますが、やはり依然として共済獣医の確保が非常に年々厳しくなっていて、共済組合の獣医、職員の確保が増えないと、今は維持するので精一杯だという状況を伺っております。県のほうでも給付型の農業大学の獣医の大学の給付型の支援とか実施しておりますし、あとは研修、インターンの受入れなども実施しておりますが、やはり大きな北海道に取られたり、宮崎に取られたりしていて、さらには沖縄の中でも離島である伊江村まで駐在のエリアにある沖縄県の共済組合については、今獣医の確保が厳しい状況であると伺っておりますが、引き続き累次にわたって要請をしていきたいと考えているところであります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

私も獣医の数が絶対的に少ないんだと、配置できないということは伺っております。この件は、でもだからといって諦めるのではなくて、今課長がいったように毎回、そういう機会があるごとに要請、お願いをしてぜひ配置できるようにしていただきたいと。それと獣医の育成についても村長、本村としても考えていくべきではないかと思っていますので、その件をよろしくお願いします。

それと共済が獣医の駐在だけではなく、この畜舎の一斉消毒をこれは前はやっていたんです。放送でもしていましたよね。畜舎の清掃をしておいてください、消毒するからというのをやっていたけれども、最近ないので、ヌーガヤーと思っていたら、これも共済がやらなくなったと。それで共済から受託をしていた人が有償でやっているらしいです。でもこれは高くても多頭飼育の場合は、1回はやったけれども、ナランサーということなんです。ゼニがかかってと。それと一斉消毒しないと、一部で消毒をしても効果が少ないんです。どうしても村内全体、一斉にやらないと、この距離で牛が回るわけだから、ここでやったってすぐ来るわけです。だからその辺の一斉消毒に対する、共済が無理であれば年に何回か分からないけれども、2回か3回は、村でも補助を出してやる必要はないかと。新しい補助制度といいますか。村長これ考えてみてもらえませんか。この件村長に対して、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

先に、畜舎消毒について、私のほうから答弁させていただきたいと思います。獣医師育成の件につきましては、人材育成基金による様々な制度もあると思いますので、その件は省略したいと思います。農家と意見を交換するときに、畜舎消毒に費用がかかっている、今議員お説のとおり、農業共済組合が過去は独自の事業として実施していたものが、その事業を取りやめたということで、共済組合から独立した方が伊江村に毎月来て、消毒をしているということで、直接この方からも意見を伺いました。過去には、伊江村が10万円、農協が10万円、和牛改良組合が10万円を拠出しあって、JA職員と改良組合の職員が中心になって4班に分

かれて、村内全域を一斉に防除した経緯があると聞いております。そのときには、農業共済組合も無償で年に一回無償で、全体を消毒をしたと。この当時はですから年一回、共済組合の無償の消毒と和牛改良組合、JA伊江村の一回の消毒があった。それが終わったあとに共済組合が事業としてやっていたんだと承知しております。この件については、当時はそれぐらいの経費で実施できていたと思うんですが、今金額を聞くと1回当たり大体2万円から3万円ぐらい、お願いするとかかると。個別にこの事業を実施している方に聞くと、毎週やらないと、しっかりした効果が発現しないと伺っておりますので、これ1件当たりの畜舎の金額ですので、これを全体的にやるには、やはりまた大きな予算の規模になってくると考えておりますが、いずれにしてもそういうことが実際、伊江村で20件ぐらいが利用していると聞いておりますので、独立開業した方の、そういう意見も聞きながら今、様々な飼養頭数の維持に対する御質問がありましたが、どの取組が最も効果があるのかという中で検討をしていきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

ただいま農林水産課長からも、細かい説明をしてもらいましたが、今回の一般質問があつて、本当に私も一生懸命、課長とずっとヒアリングをしながら、現在の畜産農家の厳しい状況を本当に肌で感じながらも、今後の施策についてどうあるべきなのかというところを、今回の質問の中でいろいろとありますように、しっかりと担当課は課長を中心にしながら、畜産農家と膝を交えて、まずはこれまでの事業の効果検証を図りながら、改善をしていくべきところは、しっかりと改善していけるような方策があるかどうかも含めて、実効性のある事業をどうあるべきなのかというのを今回、しっかりとやっていければと考えております。島袋義範議員からは、様々な面で非常に詳しいお話もありましたし施策の、あるいは事業の展開についても詳しく御存じだと思っておりますので、今後やはり短期的な価格変動への対応、あるいは中長期的な生産基盤の強化をこの両方を両立させるために、重要であると認識しておりますので、今後今日ありました子牛の生産奨励金の在り方、あるいは優良牛の自家保留事業の在り方、あるいはセリ市の維持のための増頭対策を含めて、この件について、今後しっかりと話し合いをしながらやっていきたいと思っておりますし、また今回の定例会で、先ほど答弁しました重点支援交付金あたりでも、また改めてこういったことが今、何ができるかというところについて、また工夫をしていきたいと思っておりますし、新聞を見ますと沖縄県も今回、また県議会で新たな補正予算を計上されるということもありますので、何かこう単独事業でやらないといけないところを、しっかりと県の事業であったり、あるいは国の事業で組み合わせができないかというところについて、検討あるいは研究をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ今回あった一般質問については、しっかりと捉えて改善をしていけるように努力をしてみたいと思っておりますので、また農家の皆さんにおいてもしっかりと担当課を通して話し合いの場に参加していただければと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。今後とも、本村の基幹産業である畜産業につきましては、しっかりと対応できるように努力をしていきたいと答弁させていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

村長、一斉防除について、今までの私が一般質問している件で、ずっと「検討します」で終わっています。1つも「やる」とは言っていない。そこで一斉防除については、そんなに金、前に10万円ずつ出したとか何とかというやった実例もあるわけだから、これはやりたいと。補正予算でも何月でもやりたいというぐらいの答弁がないと、みんな検討するでは、村長選挙も今年があります。何か1つは「これはぜひやりたい」

という村長のこの胸の内は、ないのかと思って私は今言っているわけです。そんなにかからない、一斉防除については。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

先ほどからあります様々な御意見、あるいは課題について述べておられましたので、それを含めて先ほどあった一斉防除も含めて、このどのような形でやっていくかというのを検証しながらいきますということの答弁にさせていただければと思っているんですが、実は以前からこの件については、うちの福祉課長の恩師であった方が、牛舎のハエの予防とか、そういった件についてまた新たな施策もあるということもあって、久米島で非常に大きな成果を上げているというお話もありますので、それを含めて今後、検討していきたいという矢先でもあったんですけれども、今日まさに義範議員は、村長から「やります」ということを言ってほしいということですが、「努力します」と言わせてください。どれぐらいかかるのかも含めてやりますが、どのような形で、今私がやるというのは、やりますということを約束した上での話ですので、「させていただきます」とはっきり言わないところについては、どのような形で進めていくかというところをまだはっきりと答えきれない部分があるものですから、村長としてそのような回答答弁をさせていただきますが、「やるように努力します」ので、ぜひ農家の皆さんは担当課長と話し合いを持っていただきながら、やっていただければと思います。努力いたしますのでということで答弁とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

最終です。これまで私は議員生活今期で20年になります。そこに来るまで全共の報奨金の件とか、後継者の育成、あるいは増頭対策とかいろいろとこれまでも何回か質問をさせていただいております。いずれにとっても本村産業の将来を心配してのことですので、御理解いただきたいと思います。それで今回質問している4点は、いずれも大切なことなんです、これからの畜産振興を支えていくために、ぜひ御検討いただきたいと思います。農家戸数も先ほど言いましたけれども、あと5年ではあと10件か12件ぐらい減りそうだということも話をしましたけれども、若手をもっと増頭して牛チカナテ、生活ができるんだと自信が持てるようにやっていただきたいと思います。ぜひ今回の件、検討より1センチぐらいはよかったかと思うんですけども、ぜひ御検討、実施できるような検討をしていただきたいと思います。希望して、一般質問を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで8番 島袋義範議員の一般質問を終わります。

休憩します。

(休憩時刻11時07分)

再開します。

(再開時刻11時18分)

次に、7番 島袋 勉議員の登壇を許します。7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

通告に基づき1件の一般質問を行います。伊江村の更なる防災・防犯対策を。日本の各地において、震災や異常気象による災害が頻発しています。また、近年では匿名流動型犯罪グループによる強盗など凶悪な犯罪も横行しています。伊江村において、このような災害や犯罪に事前の対策が必要と思料します。そこで2点ほど伺います。

1. 村では高齢者（65歳以上）の人口が増えつつありますが、防災備蓄品の簡易ベットは各区5台備蓄さ

れ、合計60台しかありません。今後台数を増やすことはできないでしょうか。

2. 村の街灯設置は各区からの要請で新設すると認識していますが、村や駐在警察官・消防団と合同で調査し、犯罪・防災を考慮した増設はできないか。また、防犯カメラ増設の計画はあるかどうか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

島袋 勉議員の「伊江村の更なる防災・防犯対策を」の1つ目、「簡易ベッドの台数を今後増やすことはできないか」にお答えさせていただきます。

現在、備蓄している60台の簡易ベッドは、新型コロナウイルスから感染を避けるために、避難される村民50名分と避難所の運営に携わるスタッフ10人分、合計60人分のベッドが必要であるとの根拠を基に、コロナ関連予算で購入をいたしております。今後台数を増やすことができないかにつきましては、社会福祉協議会や老人福祉施設、あるいは介護支援専門員などとの関係機関との協議の場を今後設けて、必要台数の把握に努め、対応してまいりたいと思います。

2つ目の「村の街灯設置は各区からの要請で新設すると認識しているが、村や駐在警察官・消防団等合同で調査し、犯罪・防災を考慮した増設はできないか。また、防犯カメラ増設計画はあるか」にお答えさせていただきます。

村における街灯の設置につきましては、これまで各区長からの設置要請を受け、建設課において現地確認を行い、緊急性、必要性や安全性を精査した上で、設置の可否を決定してまいりました。

実績といたしましては、令和2年度から令和5年度までの4年間に於いて、各区からの要請に基づき21基の街灯を新設しており、これまでに村全体で累計で521基の街灯を整備、維持管理しているところでございます。これらの維持管理に要する経費につきましては、令和4年度から令和6年度までの3年間で、約821万6,000円余りとなっており、適切な機能維持に努めているところであります。

近年は、現段階において新たな設置要望等はございませんが、基本的にはこれまでと同様に、地域の状況を最も把握されている各区長からの要請を基に、限られた財源の中で効果的な設置を検討していく方針に変わりはございません。

しかしながら、議員御提案の「警察、消防団などと合同した犯罪・防災の視点による調査・増設」という点につきましては、駐在警察官や区の消防分団員からの専門的な意見や要望を反映できるよう区長会の場において、効果的な連携体制や調査の手法について調整を図ってまいりたいと考えております。

防犯カメラの増設につきましては、防犯カメラの設置費用は、高額であることから、国、県の補助事業などのメニューの有無について、沖縄総合事務局や沖縄県などに問い合わせた結果、補助事業がないとの回答がございました。しかしながら、プライバシーの侵害や住民監視につながらないような配慮を含めた上で、緊急性かつ必要性が高い場所については、関係機関との協議を経て、設置に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

それでは2回目の質問に入ります。最初に、今60台の簡易ベッドが確保されているという認識でいます。避難が必要な伊江村には老人ホームが2か所あるんですが、そこで入居している人数と、ベッドを使用している人数等を村として確認しているかどうかお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

現在、特養施設におきましては30人の方が入所しておりまして、グループホーム9人でございます。あと優良老人ホームの昴、今は入所者数が27人ということで、合計66ベッドで入所されているということでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

村として確認されているということで認識します。早速本題に入りますが、私が求めるのは、60台では少ないのではないかと思います。実際に大きな災害が起きるとこの60台では絶対に手詰まりする可能性が十分あります。今聞いただけでも老人ホームだけでも60人余っていると。各区85歳以上の方はもっとおられるのではないかと認識します。産業まつりの資料でも、伊江村の人口割65歳以上の方が約39.5%、今年に入ると多分もっと上がっていて40%を超える方がおられると私は認識しますが、それとその産業まつりの資料で敬老祝い金の支給実績ということで、令和6年度の実績で85歳から101歳以上の方が合計で380人、今年までにお亡くなりなられた方もおられるかもしれませんが、それでも85歳以上の方は約300人以上はいるんじゃないかと認識します。85歳以上になると、どうしても足腰が弱くなって畳座からそのまま布団から寝起きすると、その時点で転倒とかした場合には、大きな骨折等につながります。年をとればどうしてもそういった就寝のときはベッドのほうがいいんじゃないかと私は思います。この答弁の中では、把握に努め対応してまいりますとありますが、ぶっちゃけ増設に向けて検討するかどうか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

村長の答弁にもありましてとおり、今議員からも御指摘がありましたとおり、施設入所者数が今の60台の簡易ベッドを超えているという現状も分かりました。議員おっしゃるように在宅の中で、要介護、要支援等の認定をされた方もいらっしゃることは事実でございます。そういったところも含めまして、村長から答弁もありましたとおり社協、老人福祉施設の関係者の方とか、介護支援専門員、ケアマネージャー、そういった方たち等も含めた協議の場がございます。そういったところの皆さんとの一旦、こういった形での現状と、そして今後こういった形で、大きな災害が起きたときの避難所の在り方、適切な運営に向けて、その課題が今見えてきましたので、早速ですが協議をしていきたいと思います。そしてまた、幾ら足りないのかという数字がつかめましたら、また村長も含めまして相談させていただいて、どのような形で対応していくかというところを検討してまいります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

前向きな答弁だと、私は認識したいと思います。まず手始めに今度も6号台風が近づいてきたんですが、その避難する場所、村としては社会福祉協議会です。それと役場等での避難が主な場所だと思います。その2か所には、そういった簡易ベッド、福祉センターは、施設は畳座があります。あっても年をとられた方が寝起きするにはちょっと不便なところがあって、そういった避難場所等に関しては早めにそういったものは導入できないかと思うんですが、その辺はどうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

おっしゃるとおり今回、台風6号におきましては、村民向けの避難所といたしまして、村役場を開設いたしまして周知したところでございます。今避難所としているのは、高齢者の方にはちょっと御不便をおかけするんですが、3階の福利厚生室、畳間がございます。3階まで上ることができない高齢者の方に対しては、1階のスペースにおいて、この簡易ベッド60台のうち、20台は役場のほうに置いていますので、20人分については、スペースに限りがあるんですが簡易ベッドを使用した形での受け入れが可能かというところの現状でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

その20台がフリーで動かせるということですので、その辺は臨機応変に、次からの台風の避難に臨機応変に対応することを望みます。簡易ベッドに関しては、これで終わります。

続いて2つ目の、村の街灯設置等に関してですが、一般質問でも言っておりますが、各区から新設に関して上がってきた要望を基に、村として新設をするかどうか検討し、緊急性があれば、必要性があれば精査した上で設置の可否を決定しているとあります。令和5年度までの4年間、令和2年度から令和5年度までの4年間においては21基とありますが、令和6年、7年の実績はどうなっているんですか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 西江 忍君。

○ 建設課長 西 江 忍 君

令和6年、7年におきましては、具体的な要請等はございませんでしたので、設置はしておりません。設置実績はゼロでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

私の認識不足ですか、私は直接ある方から要望が出て、それをある区長に言って、それが去年か一昨年だったと思います。区長に話をして、区長を通してじゃないとそういった話ができないんだけど、「区長が上げないと街灯はできないから、区長頑張って上げてください」ということで話をしたんですが、そういった話は各区からは上がってきていないんですか。1件もなかったということで認識してよろしいんですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 西江 忍君。

○ 建設課長 西 江 忍 君

私の建設課におきましては、令和6年、7年につきましては、実績はございません。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

それでは今のこういった、村民から上がってくる要望と、街灯設置等に関して、各区を通して要請をしてくださいということで、周知等はどのようにやっているんですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 西江 忍君。

○ 建設課長 西 江 忍 君

村長の答弁にもありましたとおり、これまで521基の街灯を整備しておりまして、ある程度の一定の安全性が確保されているのではという認識もしておりますが、やはりどうしても人の夜の流れとか、これが潜在的な暗がりが生じていることは、承知しております。これまでも各区長が要望を躊躇されるようなことがないように、区長会等で必要な箇所については、順次受け付けている旨を村側から積極的に周知するとともに、村といたしましても、積極的にこの危険箇所をパトロールしながら、できればと今考えているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

今の多分、これは村民の方がそういった設置に関する内容、どうしたらいいのかというのが周知不足だと私は思うので、イーハッチャーを含めて、街灯等に設置に関してどういうふうにしたらいいかというのは、一回は広報も利用して区長を通して要望してくださいという周知も大事だと思います。その設置する可否に関しては、これは区長が判断するのではなくて、行政区等が今では設置要請に関して可否を決定するとあるので、区長に対して上がってくるものに関しては、全部上げるようにと指導もやったほうがいいと思います。これは私は上がってくるものに関しては、そのときに判断するのではなくて、上がるものは全部上げてもらって、そういった必要性、危険性というのは、まずみんなで調査してから決定するのが道理だと思いますので、区長会で街灯が上がってくるものに関しては全部上げるように指導したほうがいいと思いますがどうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 西江 忍君。

○ 建設課長 西 江 忍 君

要請とか要望につきましては、極力対応できるような感じでやっておりますが、やはりどうしても限りある予算の中で街灯設置を検討していかなければなりませんので、やはりどうしても設置につきましては、即座に全て、要請が上がってきたものを全てを100%を整備するのは財源的に多分、不可能なことです。それらの調査を結果を基に、やはり通学路でありますとか、避難道に当たるのかとか、全くそれとも過去に、これまで街灯がなかった地域なのか。さらには過去にいろんな犯罪とか、事故が発生または発生する予兆があったかなど、客観的な評価を行いながらやはり緊急性の高いものから順次、計画を立てて、予算の範囲内で設置できればと考えたところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

私が言っているのは、必ずやりなさいという意味ではないんです。要請として上がってくるものは全部上げて、この辺はいいんじゃないかという判断は区長等がやるんじゃないで、上がるものに関しては要請として全部上げて、「できる」「できない」の判断は行政側がやってもいいと思います。必要性があれば、「ここは緊急性があれば、緊急なところだから早めにやります」ということで、対応に関しては私は別にそのやり方でいいと思います。ただその要請に関しては確実に上げて、その判断に関してはそのやり方でいいと思いますので、やはり上げたものが全然上まで、私なんか上げたものが全然上まで届かないとなると、それは

不満になっていくので、なぜそれで上げているのになぜできなかったというものまでも、本当だったら伝えて優先順位があるので、これはまた次年度「優先順位でちょっと延びます」という説明までやらないと、村民のほうはずっと上げたのに、これが全然進まないんじゃないかとなるんです。その辺の周知も含めて、そういったものは必ず上まで上げるようにというやり方をやってほしいという、そういう意味です。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

恐らく、議員がおっしゃるのは、そのプロセス、村民からの要望、そして区を通してどういうふうに行政に伝わって、どういう判断が下されたのかという部分のプロセスをしっかりと分かりやすく、明確にしてくれないかという御意見なのかと思っています。もしかしたら、区長と担当課との行き違いがあったり、その判断はしたんだけど、しっかり情報が伝達されていない。こういうふうになりましたという話が行き届いていない部分があったかもしれません。その辺は区長と行政側との連携不足、情報提供の不足があったかもしれません。その辺はしっかりと反省をしながら、区長会とまず連携をしっかりととりながら、区民の皆さんからの要望なのか。区長としての要望なのか。その辺も踏まえてしっかりと対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

今の副村長の答弁で、ある程度把握されているということで認識します。それでは街灯に関しては、以上とします。

続いて防犯カメラの増設につきましてですが、資料としてこれは総務課のほうで資料をいただきましたが、総務課が管轄しているのか、認識しているのが約13件ほどありました。それ以外にも何かあるという情報なんです。村として認識している防犯カメラの設置は何件ほどあるのかお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

おっしゃるとおり、総務課が管理して設置したのが13台でございます。あと、商工観光課におきまして、こちらは監視カメラになりますが4台でございます。公営企業課の防犯カメラが11台、あとは監視カメラ、公営企業課の設置管理において監視しているカメラが3台です。あと、ホームページ等で公開されておりますが、城山とか、あと本部港、伊江港も含めまして、そういったwebカメラ、これは別事業で平成25年度に整備した定点カメラ、そういうのが9台を設置段階でしております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

分かりました。その中で大口（ウブグチ）港、遊漁船が止まっている、今ハーリーの予定地なんですけれども、大口のほうの港湾のほうも入っています。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

今大口漁港付近には、カメラの設置はございません。あと追加でございますが、伊江小、西小、学校施設

においても、カメラは設置しているということを追加でお話しします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

私は質問の中で、流動型犯罪という名称を挙げました。もし村外からそういった夜に遊漁船が入ってきて、大口漁港に止められて、そういった犯罪が起こって遊漁船で逃げられた場合は、全然把握できないときもあるんです。具志漁港、西崎漁港に関しては、防犯カメラが入っていて安全だと思いますが、一番可能性があるのは遊漁船が出入りしやすい大口漁港なんかは一番ちょっとターゲットになりそうな感じがするので、大口漁港に関しても、増設していただきたいと思います。これは最後の要望とします。

最後に、これも踏まえた上で、村長の総合的な答弁を聞いて、私の一般質問を終わりたいと思いますが、村長お願いできますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

今回の防犯カメラ、あるいは街灯の設置等について、様々な件で村民からの要望等があった件について、どのようにしてその要望について処理されているかということについては、先ほど副村長からありましたので、しっかりとそれについては今後とも連携を深めていきながら、要望に応えきれようような努力もしていきたいと思っています。

防犯カメラにつきましては、非常に高額であると説明もありましたが、まさに現在、いろんな防犯対策、あるいは犯罪の抑制のために必要な箇所については、今後とも本部署、駐在の警察官等含めて調整はさせていただければと思っています。以前に並里議員から、本部署の管内における、本部署からの防犯カメラの設置についての要請もございました。それについても全てがまだ完了していませんので、それらを含めてこの件についても、現在のところ補助事業がないということですので、あるいはふるさと納税を使うのかとか、そういったものも含めて、以前に並里議員からあったような件も含めて、今少しずつ増やしていければと思っていますので、今後ともそういった面についてはしっかりと犯罪抑制のために設置できるように努力していきたいと思っています。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで7番 島袋 勉議員の一般質問を終わります。

次に、2番 知念邦夫議員の登壇を許します。2番 知念邦夫議員。

○ 2番 知 念 邦 夫 議員

通告に基づきまして、1件の一般質問を行います。

1. 全国和牛能力共進会の取り組みについて。全国の優秀な和牛を一堂に集めて、その優秀性を競い合う、5年に一度開催される「和牛の祭典」が、2027年8月北海道にて、第13回全国和牛能力共進会が開催されます。

2017年に開催された第11回宮城大会は4頭が出品されましたが、2022年開催の第12回鹿児島大会へは、出品がありませんでした。

県主催で開催される畜産共進会へは、毎年北部地区代表として出品しますが、近年上位入賞できずに、肉用牛部門の団体では、過去3年連続糸満市や宮古島市が受賞しています。常連であった和牛産地伊江村を、全国和牛能力共進会へ出品させようではありませんか。出品させることで、伊江村和牛が全国に知れ渡り、伊江家畜セリ市場へ新規購買者の誘致へもつながると思います。そこで、次の点について伺います。

記 1. 以前の全国和牛能力共進会へ出品に向けた取組はどうだったのか。

2. 第13回全国和牛能力共進会に向けた取り組みについてでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

知念邦夫議員の「全国和牛能力共進会の取り組みについて」にお答えさせていただきます。

議員お説のとおり、県畜産共進会において過去には昭和56年から平成11年にかけての19年間、平成3年を除いた全ての年度で団体優勝を収めるなど、伊江村1強の時代がありました。しかしながら、直近5年の成績では、令和元年度の団体優勝を最後に、糸満市と宮古島市が団体優勝を受賞している状況です。

1つ目の「以前の全国和牛能力共進会出品に向けた取り組みはどうだったのか」について答えをさせていただきます。

本村から、最後に代表牛が出品された2017年の第11回宮城大会への取組状況については、出品畜主はもとより村和牛改良組合、村やJ A、畜産青年部（島牛会）が丸一となって取組みました。また、村代表牛を選抜する数か月前には、毎日午前中に村家畜セリ市場に集い、選抜牛をラウンダーで運動させる等、飼養管理に取組み県代表牛を決定する、最終審査を勝ち進み4頭が県代表牛として決定されております。

2つ目の「第13回全国和牛能力共進会に向けた取り組みについて」に答えさせていただきます。

全国和牛能力共進会に向けた本村の正式な取組組織である伊江地区全共推進委員会は、9月に予定される伊江村和牛改良組合総会時に発足されます。それまでの事前取組として4月28日に、村と和牛改良組合において、今後の役割分担やスケジュールの確認を行い、県家畜改良協会の協力のもと、現在可能な範囲において選抜に向けて有望な候補牛リストの作成を行っております。

また5月28日には村、J A、和牛改良組合による3者会議を行い、村代表としてエントリーする審査出品区の調整など、より具体的な取組内容や今後の推進方針の確認を行っている状況であります。

いずれにしましても、出品牛の選抜に向けて様々な関係機関の協力が必要不可欠であり、出品候補牛に選ばれた畜主においては、日頃の飼養管理に加えて全共に向けた特別な手入れや調教も必要となることから、特定の方々に負担が集中しないよう配慮し取り組んでまいりたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 知念邦夫議員。

○ 2番 知 念 邦 夫 議員

1つ目の質問ですけれども、村の代表牛選抜についてですけれども、どのように行っていたか。それと村から4頭出品されていますけれども、どの出品区画なのか教えてください。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

前回の選抜牛はどのように選抜したのかということですが、当時の状況をお伺いすると、まずは今回今、取り組んでいることと同様に、候補牛のリストをまずは作成すると。そして家畜改良協会が何度か伊江村に来ていただいて、和牛改良組合、そして選定委員会というものを発足させますので、伊江地区推進委員会の中に出品牛の選定委員会を設置しますので、そのメンバーも一緒に直接、牛舎を周りながら候補牛を絞っていった、伊江村の代表牛を決めると。その後、県の代表牛は沖縄本島、当時は八重瀬町のほうに持って行って、県としての代表牛を決定したプロセスであると伺っております。

前回の出品の区画になりますが、今回の来年の全共の区画にはないんですが、繁殖雌牛分の4頭をセット

で出品するという、当時の出品 5 区という区画で出品されております。繁殖雌牛分 4 頭セットという区画で伊江村からは出品していることになります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2 番 知念邦夫議員。

○ 2 番 知 念 邦 夫 議員

前は結局、2 区、3 区は選ばれなかったということで承知してよろしいですか。分かりました。やはりこの登録で繁殖雌牛の群でかかったということだと思いました。それでやはり決まった牛を午前中、今答弁書にもあるんですけども、セリ市場で飼って、それをラウンダーで運動させたり、飼料管理をしたということですけども、今回もこれでいいと思います。それで前回、出品した牛に対して報奨金はどうなっていたのでしょうか。お聞きいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

報奨金につきましては、毎年伊江村のほうから毎年 10 万円の積立てを行っているこの共進会に向けた予算がありますが、そこのほうから支出をしているということになります。具体的な予算の内訳ですが、保留をすることになるので、保留費として 1 頭当たり 7 万円、そして支度金としてこれ 3 か月分支給されますが、月 7 万円、3 か月の 21 万円、合わせると 34 万円、村の共進会の推進会のほうからは支給されます。ただし、県代表になるとまた県の予算のほうから 1 頭当たり、この出品、1 頭に当たり 10 万円、そしてこの伊江村の推進委員会の団体として 30 万円支給されます。農家が県代表として出品されると、1 頭当たり 48 万円支給されることになります。これは前回の予算ですので、今回は北海道大会ということもあるので、これら以外の経費についてももちろん支出されますが、この経費の予算の状況については、しっかりと前回のような基準でいいのかということも踏まえて、推進委員会の中で協議をしていきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2 番 知念邦夫議員。

○ 2 番 知 念 邦 夫 議員

2 つ目の質問ですけども、前は結局 2 区、3 区はなかったということで、2 区に関しましては、県の若牛 1 類（14 か月から 17 か月）。3 区に関しましては、県の 2 類（17 か月から 20 か月未満）の牛となるんですけども、これも今回に向けて、ぜひ伊江島からも出品したいと思っておりますけれども、これは一次審査というんですか。これ立ち上げていつ頃決まりますか。よろしくお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

今回の第 13 回の出品区分につきましては、先ほどお説のとおり、一応今の準備段階、正式な組織が発足する前の段階の協議の段階ですが、2 区の若雌の 1（14 か月から 17 か月未満）、3 区の若雌の 2（17 か月から 20 か月未満）、そして第 4 区の 3 頭を群とする繁殖雌牛群を候補牛として選定していこうと、今話合いをしております。スケジュールですが、9 月に伊江地区推進委員会が発足されたら、9 月これが終わってから 10 月早々にでも、候補牛の所有者に広報の見込みがありますが、もし選ばれたときに出品する意思があるのかというのを、10 月から開始していきたいと考えております。これに候補牛を絞りながら意思確認をするのに、12 月頃までと今、予定をしております。令和 9 年年明けて 1 月から 2 月にかけて、推進委員会、そして改良協会の協力も得ながら 1 月、2 月に出品牛を実際に現場で見回りながら決定するという予定をしております。

2月から手入れ状況が開始されるそして令和9年の6月に県内の最終審査の予定となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 知念邦夫議員。

○ 2番 知 念 邦 夫 議員

今、報告があったように、10月から12月頃、結局、最終的にはこれは牛舎回りするのか。それとも牛舎に引き付けを行って審査をするのかお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

農家を回ってやるのか、実際に集めてやるのかというのは、これからちょっと前回どのようにしたのかは承知しておりませんが、一番実現可能な形で負担のかからない形で、また公平公正に審査ができるような形で、一番適切な形でやっていきたいと思います。今どういう方法で引き付けするのか、集めるのかについては、ちょっと今把握しておりませんし、まだ正式には決定しておりません。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 知念邦夫議員。

○ 2番 知 念 邦 夫 議員

私が思うには、やはり全共に向けた取組ですので、村民に周知させるためにも、一番に牛を引き付けして、村民に知らせて、それから選抜したりとか、村をもって盛り上げるために行っていければと考えております。いかがですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

やはり5年に一度の和牛の祭典オリンピック、ここに沖縄県代表として選抜されるというのは、大変名誉なことでありまして、伊江村を代表する。そして県産和牛を代表して、全国にアピールするというのは、この上ない取組、名誉であると思いますので、それに取り組んでいるという段階の状況のときから1か所に集めて、村民に広く周知をして、この取組が動いているというのを、皆さんに知らしめるというのは有効なことだと考えますので、それについては盛り上げるための方法の一つとして、今後発足される推進委員会の中で検討できないかというのを協議していきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 知念邦夫議員。

○ 2番 知 念 邦 夫 議員

今、本当に村を盛り上げて、ぜひ取り組んでもらいたいと思います。それと今回、もしこれを県に選ばれたとしたら、やはり農家の負担が大きいのと思います。結局実際、3者で取り組む、村、JA、改良組合も取り組むんですけども、一番畜主の皆さんが負担になると思います。それで報奨金についてですけども、やはり名誉あることですので、ぜひこれは報奨金のアップはできないかお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

過去の取り組んだ担当職員や、過去に出品した方々の話を聞いていても、やはり毎日、候補牛を選定するために、ラウンダー歩かせたり、そしてセリ市場で洗ったり、調教をしたり、立たせ方をやったりと、もう

すごい負担が大きくて大変だったと伺っております。報奨金については、今の村の予算の状況も推進委員会の通帳の予算も把握しておりますし、次年度どのような形でまた予算がなるのかということも把握しております。また、ほかの和牛改良組合において出品牛を出したときの予算も把握しております。やはりこの負担の部分というのは、年々改良組合、そして特に島牛会、村の共進会、県の共進会においても、同じであります。が、どんどん高齢化が進展していく中で、若い島牛会の農家の方々の負担というのは、ものすごくひしひしと感じているところでありますので、負担軽減にもありますが、名誉あることに普段の飼養管理とはまた別途取り組むということに対する報奨金を上げていくというのは十分検討しながら、そうできるように努めていきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 知念邦夫議員。

○ 2番 知 念 邦 夫 議員

実際に今言うように、出品牛の報奨金については、ぜひアップしてもらいたいと思います。それと本当に伊江島の牛どころである、伊江島の和牛をぜひ全国に向けて出品できるように、これから改良組合、村、J A、島牛会の皆さんの協力があってのものでありますので、ぜひお願いをして出品できるようにお願いをしまして、一般質問を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで2番 知念邦夫議員の一般質問を終わります。

休憩します。

(休憩時刻12時09分)

再開します。

(再開時刻13時25分)

午前に引き続き一般質問を行います。

次に、6番 並里晴男議員の登壇を許します。6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

それでは通告に基づきまして一般質問を行います。

1. 「住宅用火災警報器」の設置に関する取り組みを伺う。

平成16年の、消防法改正により全ての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務化されました。

「住宅用火災警報器」は、火災の早期発見と逃げ遅れ防止に大きな役割を果たす重要な設備であり、特に高齢者世帯の多い本村では命を守るために欠かせないものだと考えます。

「住宅用火災警報器」の設置が義務化され相当な年数が経過していますが、未設置世帯や電池切れ・故障などによる未使用状態も懸念されています。

村の消防団は、常備消防でない現状の中、住民が初期段階で火災を察知できる体制づくりは非常に重要であると考えます。そこで、以下について伺います。

記 1. 伊江村における「住宅用火災警報器」設置義務の世帯数と設置率を伺う。

2. 高齢者世帯や要支援世帯への支援体制に取り組む考えはないか。

3. 今後の、設置率向上にむけた施策について伺う。

以上、よろしくお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

並里晴男議員の「住宅用火災警報器の設置に関する取り組みを伺う。」にお答えをさせていただきます。

住宅用火災警報器は、消防法第9条の2及び伊江村火災予防条例第29条の2により、住宅の関係者は、住

宅用防災機器を設置し、維持しなければならないとされ、議員お説のとおり設置が義務化されております。村では、平成23年度に伊江村住宅用火災警報器推進事業を実施し、全世帯を対象に1世帯につき1個の無償貸与を行い、住宅用火災警報器の普及促進を図ってまいりました。

1つ目の「伊江村における「住宅用火災警報器」設置義務の世帯数と設置率を伺う。」にお答えいたします。

令和8年1月1日現在の設置義務世帯数は、約2,000世帯となっております。設置率については、設置調査を行っていないことから、現段階で把握できていない状況であります。

2つ目の「高齢者世帯や要支援世帯への支援体制に取り組む考えはないか。」についてお答えいたします。

令和8年5月末現在の村内における65才以上の高齢者世帯は、1,226世帯、要支援世帯は、約310世帯となっており、65才以上の高齢者世帯は増加傾向にあります。村としては、個人住宅の保有に関する行政支援のあり方について、より慎重に検討すべきとの考えですが、昨今の物価上昇による家計への負担は、高齢者世帯への影響が特に大きいと認識していることから、御質問の点については、どのような支援が可能なのか、他自治体の支援制度も参考にしながら調査を行ってまいります。

3つ目の「今後の、設置率向上にむけた施策について伺う。」についてお答えいたします。

議員お説のとおり、住宅用火災警報器は、火災の早期発見と逃げ遅れ防止に大きな役割を果たす重要な設備であることから、村広報誌や村民が集うイベント等において、住宅用火災警報器に関する情報提供などの啓発活動を行い、設置率向上に向けて取り組んでまいります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

今回の住宅用火災警報器の質問につきましては、以前に新聞報道で、沖縄県の設置率が公表されておりました。沖縄県の設置率は2025年6月1日時点で65.4%、全国が84.9%、全国で最下位だということでもあります。このような新聞報道を見て、早速総務担当の総務課長へその報告をしまして、村でも警報器の設置、取替えについては、周知するべきではないかということで提案したところ、5月のイーハッチャー広報誌で、警報器の設置について周知を図ってもらっています。その広報誌の設置を見て、さらに具体的に村民やお互い行政、あるいは議会ともどもこの警報器について、さらに検討すべきことだと考えまして、一般質問を行っているところです。それでは1つ目のほうで、この義務世帯数とか載っていますが、設置調査については行っていないということが答弁されています。村のほうは、常備消防団ではないということで設置義務はなかったと思いますが、しかしながらこの設置率の現状を把握しないまま、この設置促進の公開施策を講じていくことは大変厳しいのではないかということから、この設置調査は行っていないませんが、今後そのような調査を行う考えはないですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

昨年度の議員お説のとおり、新聞紙面におきまして、火災警報器の設置率についてということの記事がございまして、私も今持っておりますが、その設置率、設置調査に関しては、おっしゃるとおり消防署が構えている管内、エリアというところ限定されておまして、私ども伊江村のような消防団体においては設置調査が行われておりません。平成23年度に村単独事業において、伊江村住宅用火災警報器推進事業を設置して当時の要綱を見ると、1世帯1戸について無償で貸与するということにおいて、ある程度の世帯には行き渡っているのかということで、果たして何世帯に配付したかということをおも事前にもこの一般質問通

告を受けまして、調べたんですが、何分それから15年余りの年数が経っておりまして、文書事務取扱規程に基づいて保存されていないと。残されたものとして電子データでの格納されている部分においてのものを調べたんですが、明確に何世帯に配付したかというところが終えていない状況ということで、村長からの答弁もありましたとおり、そういう形での答弁となっております。議員おっしゃるように、この設置率の部分におきましては、やはり村の防災計画によっても、この一般住宅用の火災警報器の普及促進については、村が担うべきというところに明確に記載されておりますので、この設置状況調査をどのような形で行ってきたのかというところを、近く本今消防組合のほうに、こういった形でやってきたかというその手法をまず参考にしながら、今伊江村での現状、どれだけの設置が行われているのか。かつ、実は平成23年度にやったものを、今現状15年経っていますので、壊れているのかという部分也非常に懸念されています。耐用年数10年というところもありますので、実は私どもの家のほうにあったのでそれをやったら実は鳴ったものですから、あれ実際に使えておりますし、一部そのときに貸与という形で、村で購入したもののストックがまだ幾つかございましたので、それも試してみました。使えます。よって、ある程度まだ使える部分があるのかというところの部分で、推測の段階ではあるんですが、そういったところも含めておりますので、15年経った今現状がどのくらい設置して、どのくらい稼働しているのかということも含めて、調査していきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

平成23年度で、その関連、推進事業を実施したときは、ほとんど入っているということにはなっているとは思いますが、この警報器はやはり最低10年はもつようにとつくられているみたいです。しかしながらもう15年過ぎているわけですから、課長のところは維持管理がよかったのか。分かりませんが、やはり作動しない住宅もあるかと考えます。そういった中ですので、ぜひ設置されているのが正常に動くのかどうか。あるいはまたあるのかなのか、そういったところを調査することによって、何台必要かとか、村のほうで未設置の状況が分かると思います。それを踏まえてどのぐらいの数があるということ把握して、施策に講じるべきだと思いますので、そういうことを実施してもらいたいんですが、その実施期間についても非常に重要なポイントではないかと思いますが、やはり秋の消防、火災運動とか、年末といいますか。そういった時期を捉えて調査をしてから、そういった火災予防運動のときに調査の効果が出るように施策を考えたらどうかと思いますが、そこら辺まで含めて、日程的な話もありますので、お答えをお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

おっしゃるとおり、その時期、秋の防火デー式、11月6日でしたか。村のほうでも主催しました伊江村消防団、防火デー式のイベント等も行いまして、各学校回り、各事業所を回りながら、そういった火事、冬場はやはり火災というのは空気の乾燥する時期ということもあって、火災が起りやすい条件であるということもあって、そのタイミングにやはり啓発、啓蒙活動するタイミングにおいては非常に重要ということでやっておりますので、議員のおっしゃる部分との機運があるときに、併せてやるというのが一つのタイミングとしてはいいところだと思っていますので、まだ期間がございました。まだ6月でしたので、そういったところの、タイミング的な時期も踏まえまして頑張ってまいりたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

村の調査方法につきましては、やはりアンケート調査とか、アンケートの中においても、新設に設置されているのか。いろんな状況も踏まえることが必要だと思います。そして住宅のほうで、もし火災等があった場合、どういう避難経路が必要なのかとかいうところも、ぜひ実施調査は関連しますので、そういったところも踏まえて検討していただければと思います。

2つ目の高齢者世帯とかに関する質問ですが、村としては個人住宅の保有に関する行政支援の在り方ということで、慎重に検討すべきという答弁がありますが、やはり個人住宅の保有とか、非常にいろんな影響もあるのかと思いますが、その中で高齢者世帯におきましては、なかなか設置することができないとか。あるいは故障して分からないとか、そういうこともありますので、そこら方面も先ほどの調査に同じような見解かと思いますが、特に高齢者、そういったところは消防団とかで何か、把握したときに一緒に手伝うとか、そういうことを考えて今後検討していただきたいと思いますが、そこら辺どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

ちなみに前回、平成23年度の村単事業において実施した際においては、高齢者世帯においての要項上、各行政区の消防団の皆さんで、そういった高齢者世帯においての設置の補助を要項上うたって、そういった形で、高齢者世帯への支援フォローをさせていただきました。今回においてもこの調査を踏まえまして、高齢者世帯、前回、一応は法律の中の改正で設置義務が生じるということの部分において、村が普及促進を図る意味で1世帯当たり1台に限り無償貸与するという制度を知らしめる上で、今後の村民への皆さんへの事情的な部分においての防火、火災が起こらないような形で促す意味でも一つあったのかということもございます。今回の高齢者世帯に対する今後の追加での支援という部分において、持ち方なんですけど、村長からも答弁がありましたとおり、県内において調べた範囲の中ではそういった消防、防災、警報器に関する自治体での助成というのが見当たらず、全国的に見ると幾つか数件ございました。そういったところの支援要請が、支援する部分での一つのヒント、こういうものを含めて、いろんな角度からどうやっていくかということを経済は進めてまいりたいと考えております。いずれにしても、その前にある今のものが使えるかどうかということも含めまして、その設置の状況の調査を踏まえて、やはり故障があまりにも多いとか。設置していない世帯が多いという現状を踏まえた上で、65歳以上の高齢者世帯への支援をどういった形での関わり方をするかということを検討して、調査してまいりたいというところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

2つ目のことに関しても、やはり調査業務その結果に基づかないと、なかなか支援体制が具体的に取組めないということだと思いますので、この設置調査については非常に大きな意味があると思いますので、ひとつ早めの取組をよろしくお願いしたいと思います。やはりその調査も含めてですが今後設置率の向上に向けた施策ということではありますが、答弁では情報提供などの啓発活動を行い設置率向上に向けて取り組んでいくということでもあります。啓発活動につきましては、設置率を上げるための啓発活動ではありますが、先ほどもイーハッチャーの大まかな啓発活動では、なかなか設置率が向上しないと思います。そういった中でやはり村としては、平成23年度に行った推進事業をやった目的、そこら辺を踏まえて、もう一度こういう推進事業について、全世帯とは言いませんが、実施率向上に向けて先ほど申し上げた高齢者世帯や要支援世帯、その世帯につきましても平成23年度に実施した推進事業の中で含めて、取り組むことはできないかお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

村広報誌5月号におきまして、住宅火災警報器への気づきについてということを踏まえた内容での記載を、広報誌に掲載をさせていただきました。設置率向上というよりも住宅用火災警報器、こういうものと、そういった目的はこうですよというところの部分の内容でございましたが、よりまた踏み込んだ、今ある警報器の維持管理という部分においては、家主の方の義務かと。当然そうなのですが、そういったところの確認する作業の周知も含めて、より火災警報器への関心を寄せるような形での掲載は、また追加で必要かと感じております。また、村民が集うイベント、具体的に申し上げますとチューパンジャまつりなんです、チューパンジャまつり去年は消防団の協力も得まして、いろんな部分でチューパンジャまつりのエリアスペースを借りまして、消防団の自発的ないろいろイベントを行いました。大変好評でありましたというところも踏まえまして、そういった場所において、住宅用火災警報器の一つのいろんな情報とか、設置する場所は1か所だけではなくて、ベストとされるのはやはり推奨される台所にこれは熱を感知したときに発生する。そういうタイプのものが必要ですよと、寝室においては、1か所なら1か所ですが、2か所なら2か所というところに、眠る場所には煙を感知する警報器が必要ですよと。この目的、そういった用途に応じた形での情報提供をさらに踏み込んだ形で必要かというところを踏まえまして、よりこれまで実際されてこなかった部分もありますので、今後は積極的に活動していきたいというところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

チューパンジャまつりとかで、消防団のコーナー、そこに来ていろんな啓発活動を行うということでありますので、ぜひ今後取り組んでいただきたいと思います。ちなみに家電量販店みたいなところで値段を調べたら3,000円程度のものが主であります。そういった見本を持ってきながら、啓発活動をしていくことによって、村民の関心が深まっていいただければと思います。その啓発活動を行って設置率の向上に向けてできるだけ多くの住宅に設置できるように、今後取り組んでいくということではありますが、総体的に村長の考えをお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

今回のこの警報器の設置につきましては、先ほどありましたように平成23年というのが設置義務が課されているということで、設置率の話を先ほどからずっとありますが、家に1か所つければ設置率がオーケーなのかということではないはずだと思っているんですが、そのところがどうもあまり私もはっきり分からないものですから、ただ民泊をされている御家庭のところについては、消防法に基づく検査でもって簡易宿泊施設の検査をしっかりと受けて、しっかり2階建ての家であれば2階の階段とか、あるいは部屋とか、いろんなところに設置されて、その簡易宿泊場施設の消防法に基づく検査をして許可をいただいているということですから、200件ぐらいはしっかり法律に基づく警報器が設置されているのかとったりするんですが、先ほどもありましたように、その推進事業の件について、先ほどから総務課長がいろいろとどのようにして啓発活動をしていくのかとか、どのようにして皆さんにまた設置をしていただけるのかとか。あるいはあれは鳴ると、実は先ほど総務課長からありましたが、わざと家で煙りの出る焼肉器を使って、その真下で焼き肉を焼いたりとかすると、10何年前の警報器が鳴るんです。鳴るのはいいんですが、止め方が分からなくて、

あれ止め方は本当は簡単なんです。そういったこともあって、高齢者の皆さんのところにもそういう設置すると、止めるのはまた大変だろうと思ったりもするんですが、いずれにしても自主防災といえますか。これに伴って、やはり警報器も必要です、あるいは消火器も必要、それらについても必要ですということで、平成23年は消火器のことについてもお手伝いをして、各家庭に備えてくださいということもやったような、今記憶にあります。いろんな面で啓発活動を行いながら、その推進事業をまた今回改めてどのようにしていくのかと、その維持管理がその後できていないので、それらを含めて啓発活動をしながら、どのようにしていくかというのを内部でしっかりと検討しながら、その設置に向けてどのようにしていくかということも含めて、あるいは高齢者世帯、あるいは要支援世帯については、ではどうするのかということも含めて、また細かく検討する機会がございましたので、今後しっかりその件についてはやっていきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

村長の総合的に考え方をお伺いしました。村長からそのほかにも、消火器のお話もありましたので、私もその消火器の各家庭には1つぐらい設置するのは、非常に大事だと思います。消火器も一応値段、いろいろ調べたんですが、大体一般的に5,000円程度です。村長からそのことで、今のお話があったので、ぜひ関連して調査業務の中にその消火器の設置がされているかどうかということも、ひとつその調査項目に取り組んでいて、また必要があるのかどうか。必要であると希望されているのかとか。そういう調査も総合的にしていただきたいと思います、村長からも、住宅に1つかということなんですが、寝室とか、1個あればいいかと思いますので、そういった設置率は非常に上げることによって、村民の住宅への防止にもなれると思いますので、ひとつ先ほど申し上げたとおり、秋の防火訓練ですか。その期間に向けて取り組んでいただくよう要望しまして、一般質問を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで6番 並里晴男議員の一般質問を終わります。

次に3番 宮城弘和議員の登壇を許します。3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

通告に基づき2件の一般質問を行います。

1件目に、ゆり祭り会場の出店区域における降雨時のぬかるみ対策に向けた環境整備はできないか。

米紙ニューヨーク・タイムズが発表した「2026年に行うべき52の場所」の1つに沖縄県が選出され、その主要な見どころとして本村の「伊江島ゆり祭り」が紹介され、大きな注目を集めております。名実ともに村の一大イベントとして賑わいを見せているところであります。

しかしながら、こうした活況に沸く一方で、解決すべき課題も生じております。

一昨年、そして昨年のゆり祭り期間中、降雨によって出店区域の地面が激しくぬかるみ、足場が極めて劣悪な状態となりました。これにより、観光客からは「泥に足をとられて靴が汚れ、このまま帰るのは大変だ」といった苦情が相次ぎ、来場された村民の皆様からも不便を強いたことへの不満が寄せられています。

さらに、出店業者にとっては、足場の悪さは営業活動に甚大な支障を来しただけではなく、食品を扱う場としての衛生上の観点からも、極めて憂慮すべき事態が生じておりました。結果として売上の減少を招いており、ゆり祭りの本来の目的である商工観光の振興や地域活性化の達成に支障を来しかねないと危惧するものであります。

これまで、再三にわたり、雨天対策及び改善策を要望いたしましたが、抜本的な改善策が講じられず、急造の応急処置で、辛うじて今年度を凌いだというのが実態であります。観光地としてのブランド価値を守り、

来場者の満足度を高め、地元の出店業者が安心して経済活動を行える環境を整えることは喫緊の課題であります。

そこで、ゆり祭り会場の出店区域における降雨時のぬかるみ対策として、景観と周辺環境に配慮した排水機能の向上や舗装などの改修工事を行う考えはないか、村当局の見解を伺います。

次に2件目に、スポーツ少年団及び中学校部活動等の地域移行に伴う児童生徒の送迎時の安全対策について。

近年、中学校部活動やスポーツ少年団における子どもたちの目覚ましい活躍は、村民にとっても大変喜ばしく、誇らしい限りであります。子どもたちの挑戦の機会を守るため、周囲の大人たちが寄せる温かい支えには、心より感謝を申し上げます。

一方で、中学校部活動の地域移行が進む中、児童生徒の移動手段の確保が新たな大きな課題となっており、現状は児童生徒が対外試合や遠征、大会に参加する際、学校バスや公用車、さらには自家用車を保護者、指導者、教職員が自ら運転して長距離移動を担っている実態がございます。

しかし、送迎運行は常に重大な事故のリスクと隣り合わせであり、個人の善意のみに運行責任や安全管理のすべてを委ねることには限界があります。特に地域移行に伴い、学校の管理下から外れた送迎時における万が一の事故の際、責任が運転手個人に帰属してしまうのではないかと懸念があります。責任主体が不透明なまま、保護者や指導者への負担とリスクのしわ寄せが加速することは絶対に避けるべきであり、誰もが安心して協力できる持続可能な送迎支援策の構築は必要不可欠であります。

そこで、児童生徒を守る安全管理の徹底と、運転手が過度なリスクを負わずに済む環境を整えるため、学校バス等の運行安全対策の強化、および部活動の地域移行に伴う運行の責任主体や安全基準を明確にする運行安全ガイドラインの策定など、明確なルール作りにどのように取り組まれているのかお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

それでは、宮城弘和議員から質問が2点ございます。1点目のゆりまつり会場の件についての質問については私から、2点目の、スポーツ少年団及び中学校部活動等の地域移行に伴う児童生徒の送迎時の安全対策につきましては、教育長から御答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは宮城弘和議員の1点目「ゆり祭り会場の出店区域における降雨時のぬかるみ対策に向けた環境整備はできないか」にお答えさせていただきます。

御承知のとおり、本村では「夕日とロマンのフラワーアイランド」をキャッチフレーズにテッポウユリやハイビスカスなどの花々で島の魅力を発信し、観光振興を推進しているところであります。

第29回伊江島ゆり祭り期間中は、開花状況も良好でマスコミ報道等の影響もあり3万1,000人余の来島者で賑わいを見せました。今年のゆり祭りは、出店関係者の御意向を踏まえ、砂をまくなど応急的な対策を講じ、例年より改善されたものの、降雨時には足元が悪く、衣服や靴が濡れるなどの状況も見受けられました。

また、飲食テナント出店箇所によっては、地面のぬかるみや水溜まりが発生し、利用者に不便を与え、さらには出店者の営業活動に支障が生じたことを確認しております。

伊江島ゆり祭りは、県内外、世界にも誇れる観光イベントであり、来場者の満足度向上と出店者が安心して営業できる環境づくりは、必要だと重々認識しております。出店区域のぬかるみ対策は長年にわたり「課題」とであると同時に「応急処置」で対応してまいりましたが、緑地帯の確保や景観への懸念により抜本的な整備には慎重になっていた経緯があります。

今回の一般質問を踏まえ庁議、ゆり祭り実行委員会等でも議論を深め、自然景観との調和、植物群落への

影響を考慮しつつ、来場者及び出店者の安全性や利便性の向上に努め、効果的な工法や予算などを含め協議・検討を進めさせていただきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育長 比嘉 悟君。

○ 教育長 比 嘉 悟 君

宮城弘和議員の2点目「スポーツ少年団及び中学校部活動等の地域移行に伴う児童生徒の送迎時の安全対策について」にお答えいたします。

はじめに、本村の子どもたちがスポーツや文化活動において、日頃の成果を遺憾なく発揮し、目覚ましい活躍を見せてくれていることは、村にとっても、また多くの村民にとっても大きな喜びであり、誇りであります。また、子どもたちの大会派遣に係る移動や活動を、支援いただいている保護者の皆様、指導者、そして教職員の皆様の並々ならぬ御尽力に対し、心より深く感謝を申し上げます。

議員お説のとおり、離島である本村におきましては、島内での移動のみならず、沖縄本島等への練習試合や大会参加における移動手段の確保、そして何よりも「移動時の安全管理と責任の所在」が、持続可能な活動を維持する上での極めて重要な課題であると強く認識しております。

本年度より、伊江中学校において、中学校部活動の地域展開の試験的運用を実施しており、「移動時の安全管理と責任の所在」と「ガイドライン策定」については重要な御指摘だと認識しております。なお、現段階においては「移動時の安全管理と責任の所在」については、これまでの運用を継続し、学校・教育委員会の責任において実施してまいります。

しかしながら御承知の通り、県外にて生徒の校外活動時に重大な事故が相次ぎ、教育委員会といたしましてもこれまでの運用の在り方について、再度検討・精査を行っているところです。スポーツ庁より発出されました「部活動の遠征等における安全確保について」の通知を受け、社会体育・文化活動における送迎の責任主体、運行基準、および事故発生時の対応フロー等を明確にし、また村が保有する学校バスや公用車等の運用にあたっては、これまで以上の安全運転の指導徹底と、学校、保護者、スポーツ少年団関係者、地域指導者等の皆様と緊密に意見交換を行い、「児童生徒の移動に関する運用ガイドライン」を策定し、安心して送迎・支援に関われるよう現場の実情に即した対応を図ってまいります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

それでは1点目の「ゆり祭り会場の出店区域における降雨時のぬかるみ対策に向けた環境整備はできないか」について、再質問させていただきたいと思います。本件につきましては、昨年の6月時点で担当課長に対し、現地の窮状を説明した上で、早急な改善策を要望いたしました。その際、課長からは出店業者からも同様の要望を受けており、早期改善に向けて取り組むとの明確な回答をいただいております。その後も、進捗状況を何度か確認しましたが、その都度、改善に向けて取り組んでいるとの説明を受けるのみで、長期間に渡り具体的な進捗が全く見られない状況が続きました。今年のまつり開催のわずか3週間前に至っても、現地では一切の対策が行われておらず、改めて担当職員に連絡を取り、現地を確認した上で、最終的には臨時的な措置で急場をしのぐという実態に終わりました。このようなこれまでの経緯と、一向に進まない対応への疑問から、今回一般質問をさせていただいております。これほど長期間に渡り具体的な進捗が見られなかったことは、行政の危機管理意識、および当事者意識は著しく欠如したと言わざるを得ません。これは行政職員としての責任感、ひいては住民や観光客に対する誠実ささえ疑われても仕方がありません。取り組んでいるという言葉は、実行を伴って初めて意味を成すものです。状況を把握しながら長期間放置し、まつり

開催が迫ってから急場をしのぐような対応の遅滞と、危機感の薄さは極めて問題があると思っております。村長はこの一連の経緯について、どのように受け止められているのか。率直な思いをお聞かせいただきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

先ほどから、宮城議員からの様々な御指摘について、本当に心からおわびを申し上げたいと思っておりますが、今このようなやり取りがあったということについても、全く承知していなかったということについては、大変申し訳ないと思っております。いずれにしても、今回また御指摘もありましたから、これについての改善も今すぐやらないと、来年の4月となると、またこのような状況になってしまいますから、できる時期が決まっているはずですから、それについてどのようにしていくかというのを早めに検討させていただければと思っておりますし、なんか申し訳ないと思っているのは、本当にこういった状況があったというのが、全く副村長に聞きますと「知っていなかった」と、今回の質問があって初めて、長年の懸案事項だったということについては、実はそのようなことを全然思ってもいなかったというのは、本当に正直なところです。今回のことにつきましては、しっかりと反省をしながら次につなげていきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

村長から、大変前向きな答弁がございましたので、大変心強く思っておりますけれども、今回のぬかるみの問題は、単に足元が汚れて不便だというような観光客の満足度レベルの問題ではございません。食品衛生法の観点からみれば、食品を管理、提供する出店区域がぬかるんでいる状況は、公衆衛生上、極めて危険なリスクをはらんでいるということでございます。万が一、泥の跳ね返りや不衛生な足元が原因で食中毒が発生した場合、楽しみに来られた来場者の健康を害するだけではなく、営業停止処分や村の責任問題に発展し、伊江島の観光ブランドを一瞬にして失墜してしまいます。このぬかるみ対策は、先送りして、よい問題ではございません。村長から今年度中に解決をするという心強い答弁がありましたが、安心安全な食空間を提供するという、行政としての最低限の法令遵守の問題であると考えておりますが、担当課におきましては、この衛生上のリスクについて、どのようなこれまで危機感を持っていたのかお伺いしたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 島袋裕次君。

○ 商工観光課長 島 袋 裕 次 君

衛生上の問題ということでありまして、私も給食センター等にいましたので、その衛生については非常に危惧をしているところでありまして、特に宮城議員がおっしゃったように雨天時には、雨が降るとそういう衛生上の問題が起きる。また砂ほこりが上がってしまうと、食品に物が入るかもしれないというところでは、非常に危惧をしておりましたので、今回まず村長からも「早急に」ということがありましたけれども、私も担当課長として、しっかりこういうことも含めてしっかり改善できるように、前向きに努力してまいりたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

村長の1回目の答弁の中で、「予算を含めて協議、検討してまいります」という答弁がございましたけれ

ども、財政課題を理由に慎重な姿勢を示されておりました。本村には、沖縄振興一括交付金の活用や、近年多くの寄附が寄せられているふるさと納税の基金など、地域課題や観光振興に機動的に充当できる財源がございます。村の商工観光の核であるゆり祭りの危機に対して、沖縄振興一括交付金や、使途を柔軟に設定できるふるさと納税の財源を活用することは、制度趣旨にも合致し、村民や寄附者の皆様からも広く理解が得られる公明正大な使途であると思っております。観光客を万全な体制で迎え、出店業者が安心して営業でき、そして何より食の安全を守るための予算措置に躊躇すべきではありません。先ほどから「今年度中」というようなことがございましたけれども、今年の整備に向けて取り組んでいただけるということの理解でよろしいでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 島袋裕次君。

○ 商工観光課長 島 袋 裕 次 君

まず舗装をする場合、先ほどおっしゃっていましたが一括交付金、ふるさと納税を活用することも可能と思っております。私今回、4月から着任しておりますけれども、勉強のつもりでうちの職員と公園の管理、あるいはこの樹木管理ですか、植物の管理も含めまして、興味のある方、先輩方とリリーフフィールド等に出向きまして、いろいろ御意見、御助言等も伺ってきました。その中で、一つの考え方、意見としまして、勾配や排水機能、自然景観を考慮して、現状のように緑地帯といいますか、緑を残しながら対策をしてほしいという御意見があったということも、御理解をいただきたいと思います。賛否両論、この改善策に向けては、しっかりと水がはねないような対策が必要かと思っております。しっかり庁議の中でも話し合いをしてきて、対策を講じていきたいと考えております。その中の一つの方法としまして、まず早めにこの勾配とか、そういうものを確認しながら整地をしていくと。そしてイベント時に例えば人工芝などを敷物、ベニヤも含めて敷物を敷いていく、浸透させるために穴を開けるとか。テナント、調理の部分にバンギを置いて、少し床上げをするとか、そういうこともしながら取り組んでいけたらと考えております。とにかく今回、この出店者の御意向も踏まえてアドバイスもいただきましたので、これでも大分改善されたと思っておりますけれども、それだけではやはり厳しいものと思っておりますので、しっかり前向きに取り組んでいきます。対策を講じていきますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

ただいま課長からもございましたけれども、人工芝を敷設するという工法もあろうかと思います。会場の優れた自然景観を損なわないで、環境に配慮した自然土系舗装もございますし、お話があった人工芝の敷設ということもあります。現在の技術では景観と排水機能を両立させる様々な工法が存在します。担当課においては、こうした最新の工法も広く視野に入れて柔軟かつ最適な計画を練っていただきたいと思います。お聞きしますけれども、今後のスケジュール感をお聞きしたいと思いますが、設計及び工事については何月頃で、工事着工については何月頃に進める計画なのか、お伺いしたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 島袋裕次君。

○ 商工観光課長 島 袋 裕 次 君

具体的にはすみません、何月ということは、今申し上げることはできませんけれども、まずは私たち、商工観光課だけでも知識がありませんので、しっかりとまずは庁議を確認しまして、今年度中と言いますと3月になるかもしれませんが、早めに庁議等でも現場を確認して、いろいろな方々からも御意見を聞いて、

例えば芝を張り替えるのであれば、どのタイミングがいいのかも含めて早めに取り組んでいきたいと思います。とにかく、出店者あるいは利用者に迷惑のかからないように、また来年は第30回の伊江島ゆり祭りでもございますので、うちの商工観光課の職員も今回の質問を受けて、みんなで「よしやってみないか」という前向きに意気込んでおりますので、職員一丸となってそしていろんな方々の知恵もお借りしながら、この整備に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

村長から「今年中に結論を出したい」という話があった趣旨につきましては、恐らくどういうふうにするんだという結論を導きだすんだというお話だったと思います。例えば工法とかやり方によっては、実施設計して、どういう工法で、どういうふうにとどの面積をどういうふうにするかとなると、単年度でできるかどうかは予測がちょっとできない状況です。担当課長からもあったとおり、村長がおっしゃった結論というのは、どういう方向で進めていくんだという物事の結論といいますか。そういうふうに持っていきたいということを決定的にということだと、私は理解しておりますので、今年度中に例えば工法を完成しましたということではないのかと。私はそこは含みを持ってお話をされているのかと思っております。また予算的なものというのも、議員がおっしゃっていた舗装とか、舗装もいろいろございます。通常だと通常舗装、コンクリート舗装なのかとイメージも私ももっていたものですから、そうすると金額的にもあるし、厚みにもよりますが、いずれにしても、隣にハダの植物群落があるという背景もあります。その場所が群落ではございませんが、やはり隣接するために様々な委員の皆様の御意見も聞かなければいけないのかという部分でも、現実的にはありますので、すぐに結論を出すということはなかなか難しいのかなと、私としては考えているところです。私は認識しているところです。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

今回の一般質問の中に、宮城議員、舗装の話が出てきたものですから、そうするとやはり「舗装」という話、それに対する答弁を書くときに、やはり我々としてはそこはやはり自然環境、いろんな面を考えてみると、その地域にマッチしたような整備の方法を考えると、やはり舗装はしたくないというのが正直な気持ちなんです。ですから先ほど私が答えたのは、まずは「ぬかるみ対策」をする。そうすることによって、設計もいらない。そういった敷物で対処できるのかとか、いろんな面を検討していくことによって、ある程度の措置はできるんじゃないかと、そういう思いで先ほど答えたつもりなんですが、まずは先ほどいろんな工法がありますという御紹介もありましたが、まずは設計もして一括交付金を使ってということではなくて、まずは次の4月に間に合わすのであれば、設計をしたり、あるいは多分舗装になると、二、三千万円はかかるだろうと思います、あの面積だと。ですからいろんな状況で、今ある状況をしっかりと水の流れをよくする。排水施設をコンクリート製じゃないことをやるということによって、ある程度のことはできるんじゃないかという思いがあって、先ほど今すぐできるだけ早くそれに対して対応したいという話をしたつもりなんですが、まずはいろんな面で検討させていただきたいと、思っていることについては、ぜひ御理解いただければと思いますので、私が今考えているのは、ある程度舗装しなくても、ある程度のことはできるんじゃないかとそう思って、今年度中にしっかりとやっていきたいと答えたつもりですので、それを御理解をお願いしたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議 員

分かりました。ただ村長、この件につきましては、返し返しになるんですが、一昨年、昨年、同じような簡易なぬかるみ対策をして、同じような利用者からの苦情が寄せられていること。出店業者からも衛生面に問題があるというような危機感を持って取り組んでいただきたいと思います。課長からもございましたけれども、来年は「第30回のゆり祭り」で、本村にとつても歴史的な節目になる祭りになるかと思っておりますけれども、来場される全ての方々が泥に足を取られることなく、安心して心から楽しめる空間として迎えるために、そして地元の出店業者の皆さんが誇りを持って経済活動を行うように、一刻も猶予ないという危機感を持って、しっかりと迅速に取り組んでいただきたいと思いますということを申し上げまして、1件目の質問は終了させていただきます。

次に、2件目の「地域移行に伴う児童生徒の送迎時の安全対策について」お伺いしたいと思います。運行安全ガイドラインの策定のスケジュールについてお伺いしたいのですが、部活動等の地域移行は現在、進行系で進んでおり、現場は一刻も早い指針を求めているかと思えます。本ガイドラインについては、具体的に何年度中に策定をし、何年度からの運用開始を目指していくのか。明確な時期をお聞きしたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新保礼人君。

○ 教育行政課長 新 保 礼 人 君

現在、文部科学省と国交省のほうで、「部活動の遠征の安全確保を検討する協議会」というのが立ち上げられております。その協議会にて、今後の対応、移送のどういう計画で、どういう対応をするというお話をされていますので、これが6月の末に答申ということで今お聞きしておりますので、その後に行っていきますが、できればその内容を精査した上で、年度内には対応していきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議 員

年度内の策定に向けて、取り組んでいくということでございますが、運行安全ガイドラインが運用されるまでの過渡期における危機管理対応についてお伺いしたいと思います。現在も保護者や指導者は大きなリスクと不安を背負いながら送迎を行っております。安全対策に1日の空白も許されません。ガイドラインが未整備のまま事故を起こした場合、責任はすべてが運転手個人に帰属してしまうのではないかという懸念もございます。万が一、過渡期に重大な送迎事故が発生した場合、教育委員会としてどのような初期対応サポート、救済措置、相談体制を用意されているのか。現時点での対応についてお伺いしたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新保礼人君。

○ 教育行政課長 新 保 礼 人 君

現在の運行状況というところは指導者、保護者のほうの好意によってやっているところではございますが、今の運行する前に、運転手に対して運転の心構えだとか、安全管理の指導も口頭ベースという、全然行っていないわけではなくて、飲酒はもちろんのこと、その方の健康状態というところの把握なども、実際今はしていないところもございます。そのために、そういったところの周知徹底を再度、ガイドライン策定前までに、周知を行っていき運転手に関しましても、今一人の方がその大会に専属で運転手として行く状態がありますが、2人体制だとか、その大会中に健康状態が変わる方もいらっしゃるかもしれませんので、そういった対応をやってまいりたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3 番 宮城弘和議員。

○ 3 番 宮 城 弘 和 議員

今の答弁はこの安全運行対策に向けての運転手のアルコールチェックや、運行前の健康確認をやっていくというようなことだと思いますが、万が一、事故があった場合の対処方法について、お聞きしているつもりなんですが、それについてお答えできるのであればよろしくお聞かせしたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新保礼人君。

○ 教育行政課長 新 保 礼 人 君

現行の対応方法といたしましては、今車両にかかっている保険の確認というところが、一番先に行うところでございます。村の公用車に関しましては、自動車共済保険のほうに加入しておりますので、その内容をしっかりと精査した上で、運転手の方が責任を、事故が起きた場合でも安心して対応ができるように確認してまいりたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3 番 宮城弘和議員。

○ 3 番 宮 城 弘 和 議員

公用車の自動車保険で、賠償責任を全てカバーできるという理解でよろしいわけですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新保礼人君。

○ 教育行政課長 新 保 礼 人 君

責任については、保険の範疇で対応してまいりたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3 番 宮城弘和議員。

○ 3 番 宮 城 弘 和 議員

分かりました。提案をさせていただきたいと思いますが、送迎中の重大事故に対する賠償責任については、結局のところ、地域移行の過渡期における送迎事故の賠償は、ボランティアで車を提供する保護者個人の任意自動車保険に全面的に依存せざるを得ないのが実態ということと承知をしております。それでは、善意で協力した者に対して、巨額の個人賠償のリスクと事故後の保険料の高騰という、理不尽な負担を強いることになってしまい、大きな心理的、経済的負担を与えることとなります。そこで、自動車送迎特有のリスクと個人負担を解消し、保護者が安心して協力できる環境整備のため、すでに先進自治体の移動支援事業では、個人の保険料値上がり分を組織が補填する自動車保険等級ダウン補償特約や、個人の保険を使わずに団体の保険から優先的に補償を行う移動支援専用自動車保険といった、既存のセーフティネットを活用している自治体もございます。国の補助金制度の部活動の地域展開等推進事業を活用し、村の予算で自動車保険等級ダウン補償特約や移動支援専用自動車保険の加入に向けて、先進自治体を調査していただいて取り組んでいただきたいと思いますが、教育委員会の御答弁をお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育長 比嘉 悟君。

○ 教育長 比 嘉 悟 君

ただいま宮城議員の御提案ありがたく受け止めたと思います。なお、私どもとしましては、この文科省のいろいろな政策を今精査しているところで、おっしゃるとおり様々な支援制度があるのは承知しています。

ので、ぜひ積極的に検討をさせていただきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

よろしくお願ひしたいと思います。我が村の宝である子ども達が安全な環境で、安心してスポーツや文化活動に打ち込み、大人が笑顔でそれを支える持続可能な体制づくりに向けて、スピード感を持って取り組んでいただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わりとさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで3番 宮城弘和議員の一般質問を終わります。これで一般質問を終わります。

休憩します。

(休憩時刻14時35分)

再開します。

(再開時刻14時50分)

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第6 報告第6号 令和7年度伊江村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

報告第6号 令和7年度伊江村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、報告をいたします。

次のページの繰越計算書をお開きいただきたいと思います。令和7年度から明許繰越をする事業は全部で12の事業となっております。繰越総額が12億6,638万9,000円となっております。繰越しとなった経緯としましては、補助金の交付決定が年度後半となったことや、事業の設計変更などが主な要因となっております。繰越額の大きい主な事業といたしまして、6款1項農業集落排水事業（伊江地区）にて8億1,630万1,000円、2款1項の特定専門職定住促進住宅整備事業にて3億813万6,000円、6款1項の農業基盤整備促進事業（アキナ地区）にて3,920万円、6款3項の地域水産物供給基盤整備事業にて3,500万円の繰越となっております。その他の事業につきましても、起債している額を令和8年度へ繰越しをして、執行していきたいと考えております。令和8年5月31日現在における繰越計算書となっております。なお、事業費の翌年度繰越額の財源内訳につきましては、表記のとおりでございますので、御覧いただければと思います。以上、報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第6号は終わりました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第7 報告第7号 令和7年度伊江村水道事業会計予算繰越計算書の報告について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

報告第7号 令和7年度伊江村水道事業会計予算繰越計算書の報告について、報告いたします。

地方公営企業法、第26条第3項の規定により別紙のとおり、議会に報告するものでございます。

次のページの繰越計算書をお開きいただきたいと思います。令和7年度から繰越を行う伊江送水ポンプ場整備事業の繰越額が4,500万円となっております。繰越となった主な経緯としましては、防衛省の民生安定施設整備事業の当初計画における城山浄水場配水施設整備事業から、伊江送水ポンプ場整備事業への変更な

どが繰越の主な要因となっております。配水施設の整備事業を変えたのは、城山の治山事業、土砂崩れが配水池の近くにあったために、それらをビーチのポンプ場の移転に伴う整備事業へ変更したということで、主な要因となっております。

なお、事業費の財源内訳につきましては表記のとおりでございますので、以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第7号は終わりました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第8 報告第8号 令和8年度伊江村人材育成会の業務報告について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

報告第8号 令和8年度伊江村人材育成会の業務報告について。伊江村人材育成会設置条例第4条第2項の規定によりまして報告するものでございます。

去る5月21日に開催されました伊江村人材育成会の理事会及び総会におきまして、決議承認されました令和7年度の事業報告及び収支決算、並びに令和8年度の事業計画及び収支予算書が承認されたことに伴い、別紙のとおり議会に報告するものでございます。後ほど御覧いただきたいと思っております。以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第8号は終わりました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第9 承認第2号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

承認第2号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、伊江村税条例を改正する必要がありますが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がなかったため地方自治法第179条第1項の規定により専決処分による改正を行い、同条第3項の規定に基づき、本議会で報告し承認を求めるための提案となっております。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

それでは今回の改正について、説明いたします。

今回の主な改正は、軽自動車において自動車税の環境性能割の廃止による関係規定の改正。住民税においては、住宅ローン住宅ローン減税や肉用牛売却所得の特例期限の延長。固定資産税においては、免税点未満の見直しなどを行っております。その他、各種法律の改正に伴い条例中の条項番号の整備を行っております。

主に本日配付している資料にて説明いたしますので、右上承認第2号資料、本日配付しております資料を御準備いただきたいと思います。よろしくお願いします。

資料は1ページです。今回の税制改正の大きな変更は、軽自動車税における環境性能割制度の廃止です。国内自動車市場の活性化を速やかに図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するために廃止となりました。環境性能割は令和元年度に創設され、本村の予算書でいうと歳入の1款3項2目に環境性能割、3目に種別割という内容で区分されております。それが廃止されることにより、軽自動車税という名称へ一本化されることになりました。環境性能割は新車、中古車購入時に燃費基準に応じて取得価格に0%から2%の範囲で課税され、県が徴収し村へ交付されておりました。今回の廃止に伴う減収分においては、今後地方特例交付金で補填される予定となっております。

制度廃止により、新旧対照表1ページの第18条の3と第19条、新旧対照表6ページから11ページまでの第80条から第91条、新旧対照表15ページから18ページまでの附則第15条の2から附則第16条の2まで、名称の変更による改正や制度廃止による条項番号の整備、条文の削除などを行っております。施行日は、令和8年4月1日となっております。

続いて、グリーン化特例の延長についてです。環境性能のよい車両の普及を後押しする観点から、旧制度の名称でいうと種別割、先ほどの改正しまして新制度でいいますと、軽自動車税において取得後、初年度分が軽減される制度であります。※印、ちょうど中段当たりの※印の部分になります。電気自動車や燃料電池自動車など、燃費性能のよい車両の税額を75%軽減する措置を、令和10年度まで延長する改正を行っております。新旧対照表17ページから18ページの附則第16条において、名称変更や期限の見直しのほか、法律の改正による条項番号の整備を行っております。施行日は令和8年4月1日となっております。

次の2ページをお願いします。個人住民税関連の改正であります。大口株主が受け取る上場株式等の配当等について、これまではある一定の持ち株割合以下の個人株主においては、所得税分のみが源泉徴収されておりましたが、住民税分も特別徴収されることとなったための規定の整備を行っております。新旧対照表でいいますと、2ページ上段の第33条において、法律の改正に伴う規定の整備を行っております。施行日は令和8年4月1日となっております。

続きまして、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の整備に関する改正です。所得税において、扶養親族等申告書の提出が不要な場合でも、個人住民税においては扶養親族等の必要な情報が得られるよう申告書の提出義務の範囲を拡大するための改正でございます。新旧対照表4ページから5ページの規定の改正となっており、令和9年1月1日からの施行となっております。

続きまして、①セルフメディケーション税制の適用期限の延長です。セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」であります。セルフメディケーション税制は、医療費控除の特例として、平成29年1月1日から令和8年度12月31日までの間に、「スイッチOTC医薬品」を購入した際に、その購入費用について、所得控除ができるものです。今回の改正により「スイッチOTC医薬品」については、期限の撤廃、昔からある風邪薬や解熱剤など、「非スイッチOTC医薬品」と呼ばれるものについては、適用期限が5年延長されました。新旧対照表11ページの制定附則第6条において、文言の改正を行っております。施行日は、令和9年1月1日となっております。資料のセルフメディケーション税制の右側に識別マークがございます。薬局に行きますと、対象の製品にはこういったマークがついている商品が医療費控除の対象となる商品となっております。

続きまして②住宅ローン控除、一般的には住宅ローン減税というもので、地方税法において、控除限度額の計算方法が改定され、適用期限が5年延長されたことによる条例の改正であります。新旧対照表12ページの附則第7条の3において、文言の改正や法律に合わせた条項番号の整備を行っております。控除の算出方

法については、令和8年4月1日、適用期限の延長については、令和9年1月1日からの施行となります。

次3ページをお願いします。③は肉用牛売却所得の課税の特例の適用期限の延長についてです。肉用牛を売却した際、1頭当たりの売却金額が100万円未満であり、かつ年間の売却頭数が1,500頭以内である場合、その売却所得に係る住民税の所得割が免除される特例措置で、令和12年度まで延長する旨の改正を行っております。新旧対照表13ページ、附則第8条期限延長の改正と、前段の附則改正により条項番号の整備を行っております。施行日は令和8年4月1日となっております。

続きまして④優良住宅土地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の期限延長です。都市計画区域内にあることや県知事の認定を受けるなど、一定の要件を満たしている区域で、優良住宅地の造成のため、土地を譲渡した場合の課税の特例を令和11年度まで延長するものです。新旧対照表の20ページ、附則第17条の2において、期限の延長の改正と第4項の追加による要件の見直しを行い、期限延長については、令和8年4月1日から、要件見直しについては、令和10年1月1日からの施行としております。

続きまして暗号資産取引に係る課税の見直しです。暗号資産とは、令和2年まで仮想通貨と呼ばれておりました。インターネット上でやり取りできる財産で、日本の円、アメリカのドルなどと相互に交換ができ、代金の支払い等にも使用できるものです。代表的なものとしてビットコインなどがあります。その特定暗号資産を譲渡した場合の所得について、これまでは取引形態を問わず、原則として総合課税で雑所得の扱いとされてきましたが、今後は申告分離課税の方式が適用されることとなるための改正であります。新旧対照表13ページの附則第7条の4の改正、新旧対照表22ページの第19条の3の追加の改正があり、施行日は令和10年1月1日を予定しております。

続きまして固定資産税関連の改正では、免税点の見直しがあります。固定資産税の免税点が、家屋は20万円から30万円、償却資産は150万円から180万円に引き上げられます。引き上げられることによって、免税点未満の対象件数が増えることになります。改正は令和9年度の固定資産税からとなっておりますが、仮に令和8年度、今年度の課税ベースでシミュレーションした場合、本村においては、家屋では24件で7万9,000円、償却資産では20件で46万7,000円の減収となります。

その他の規定の整備として、地方税法や所得税法などの各種法律の改正に伴う条項番号の整備や文言の改正などを行っております。改め文についております改正条例の附則につきましては、第1条にてそれぞれの改正についての施行期日を示しております。基本的には令和8年4月1日の施行となっておりますが、一部につきましては、令和9年1月1日施行の改正もあります。資料中の見出しの右側に、それぞれの改正に係る施行日を示しております。附則第2条は村県民税、第3条は固定資産税、第4条は軽自動車税の改正施行日前後の経過措置を規定し、第5条では平成26年条例第20号の附則における軽自動車に係る改正規定中の種別割の名称を削る規定となっております。

以上で、承認第2号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております承認第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから承認第2号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第2号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、原案のとおり承認されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第10 承認第3号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについて、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

承認第3号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、伊江村国民健康保険税条例等の一部を改正する必要がありますが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分による改正を行い、同条第3項の規定に基づき、本議会で報告し承認を求めるための提案となっております。

なお詳細につきまして、住民課長が説明をいたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

御説明申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険税の課税限度額を見直すことにより、被保険者間の保険税負担の公平性を確保を図ることと。保険税の減額対象となる世帯の所得の基準について、保険税負担の軽減を拡充するための改正です。あわせて令和8年3月定例会において可決いただきました、伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例において、子ども・子育て支援納付金課税額の賦課限度額を定めていなかった箇所について、令和8年3月31日に政令の公布があったため、今回の専決処分で定めた内容となっております。新旧対照表にて、改正文の説明をいたします。

新旧対照表1ページをお願いします。第2条第2項は国保税の賦課内訳のうち、基礎課税額についての規定です。ただし書き中「66万円」を「67万円」に改め、課税限度額を引き上げます。第21条第1項中「66万円」を「67万円」に改めます。この第21条第1項は、国保税のうち、個人均等割、世帯平等割分を所得の状況により7割軽減、5割軽減、2割軽減を行う軽減措置を行ってもなお、基礎課税額が限度額に達する場合の額を「66万円」から「67万円」に改正するものでございます。同じく第21条第1項の第2号は、個人均等割及び世帯平等割税額について、世帯の所得に応じて5割分を軽減する対象を拡充するため、算定で用いられる30万5,000円の算定数値を31万円に改め、拡充を図ることとなっております。

次の2ページをお願いします。ページの中段第3号は、個人均等割及び世帯平等割税額について、世帯の所得に応じて2割分を軽減する対象を拡充するため、算定で用いられる「56万円」を「57万円」に改め、拡

充を図ることとなっております。

次の３ページをお願いします。令和８年３月定例会において、子ども・子育て支援金制度に係る、新たな賦課設定についての改正を行いました。その当時には、子ども・子育て支援納付金分に係る課税限度額が定められておらず、令和８年３月３１日に政令が公布され、定められたため、専決処分による改正となっております。令和８年伊江村条例第１０号の伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正として、第２条第５項の空欄部分を「３万円」に改め、課税限度額を設定します。同様に第２１条第１項は、保険税のうち個人均等割、世帯平等割分を７割軽減、５割軽減、２割軽減を行う規定で、それぞれの軽減措置を行ってもなお、子ども・子育て支援納付金課税額が限度額に達する場合の額を「３万円」に設定する改正となっております。

次の４ページをお願いします。この条例の附則として、第１項で令和８年４月１日から施行するとし、第２項では、改正後の伊江村国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとなっております。

それでは本日配付しました承認第３号、右上１枚紙になります。承認第３号の資料をお願いいたします。改正内容についての説明とイメージ図になります。保険税の限度額のうち、基礎課税額の限度額が「６６万円」から、右側改正後の「６７万円」へとなり、子ども・子育て支援納付金課税額の限度額が、新たに「３万円」と設定されました。図の下側の枠は、被保険者均等割及び世帯平等割の７割、５割、２割の軽減措置の判定のための計算式がありますが、そのうち５割軽減と２割軽減の算定式中の金額が今回改正され、軽減世帯の拡充を図ります。

裏面のページをお願いします。上段の表は、課税限度額を引き上げたことにより影響がある世帯です。令和８年度の国保税は、この後６月下旬に賦課の計算が行われるため、本日の資料は、令和７年度ベースでの課税状況で試算をしております。基礎課税分において改正されても、なお限度額を超過する世帯は２世帯あり、２万円の税収増となります。なお、今回は後期高齢者支援金分と介護納付金分の改正はありませんので、影響額はゼロの試算となります。子ども・子育て支援納付金分、１８歳以上については、令和８年度から実施される新たな賦課制度で、その課税限度額を３万円に設定しますが、令和７年度ベースでの試算の状況では、３万円を超える世帯は１世帯となっております。下段の表は、軽減判定の改正による影響です。５割軽減、２割軽減の算定数値の見直しによる、７年度課税ベースでいうと、５割軽減の世帯、２割軽減の世帯がございいます。それぞれ括弧書きで影響される数字、２割軽減のほうで２世帯増になり、中層所得者の国保税の負担軽減が図られることとなります。子ども・子育て支援納付金分については、令和８年度からの設定となっており、令和７年度ベースで試算した際の数値を示しております。なお、この軽減判定による村国保税の減収に対しては、保険基盤安定負担金として、国及び県から財源措置されることとなっております。

以上で、承認第３号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについての説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております承認第３号については、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第３号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから承認第3号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについて、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第3号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(散会時刻15時20分)